

# 長野県薬剤師会災害対策マニュアル



一般社団法人 長野県薬剤師会

令和元年 9 月 28 日現在

(平成 23 年 9 月 24 日 制 定)  
(平成 24 年 12 月 8 日 一部改訂)  
(平成 25 年 9 月 28 日 一部改訂)  
(平成 26 年 9 月 6 日 一部改訂)  
(平成 27 年 9 月 5 日 一部改訂)  
(平成 28 年 9 月 24 日 一部改訂)  
(平成 29 年 9 月 16 日 一部改訂)  
(平成 30 年 9 月 29 日 一部改訂)  
(令和元年 9 月 28 日 一部改訂)

# 目 次

第1章 災害発生時の対応 .....	1 頁
第1節 長野県薬剤師会災害対策本部の設置	
第2節 対策本部メンバー	
第3節 対策本部の役割と任務	
第4節 地域薬剤師会災害対策本部の設置	
第2章 災害時における薬剤師会の医療救援活動 .....	7 頁
第1節 薬剤師班の編成と派遣	
第2節 薬剤師班の任務	
第3章 医薬品等の供給体制 .....	8 頁
第1節 医薬品の供給体制	
第4章 薬剤師会の平時の準備 .....	9 頁
第1節 長野県薬剤師会及び地域薬剤師会の行うべき準備	
第2節 会員に対する教育、研修	
第5章 他都道府県被災地への薬剤師派遣と災害医療救護・救援活動 .....	10 頁
第1節 派遣要請に基づく派遣薬剤師の役割	
第2節 派遣場所による救援活動	
第3節 派遣する薬剤師の募集と登録	

## ■■■ 資料編 ■■■

1. 緊急連絡網	14 頁
1-1	長野県薬剤師会緊急連絡網(平日昼間用)
1-2	長野県薬剤師会緊急連絡網(平日夜間・休日用)
1-3	地域薬剤師会緊急連絡先一覧
1-4	長野県薬剤師会職員緊急連絡網
2. 関係行政・団体・機関名簿	18 頁
2-1	長野県薬剤師会・地域薬剤師会名簿
2-2	長野県医師会・郡市医師会名簿
2-3	長野県歯科医師会・郡市歯科医師会名簿
2-4	会営薬局・事業協同組合立薬局一覧名簿
2-5	長野県薬業協会名簿
2-6	都道府県薬剤師会名簿
2-7	長野県内血液供給事業所
2-8	長野県災害用医薬品等備蓄箇所一覧(卸)
2-9	長野県災害拠点病院一覧
2-10	長野県内主要医薬品卸事業所一覧
2-11	関係官公庁団体一覧
2-12	長野県内警察署一覧
2-13	長野県消防本部一覧
2-14	鉄道・バス・通信・電気・ガス・気象等の緊急連絡先一覧
3. 帳票類	32 頁
3-1	在庫管理票 A ・ 医薬品等集積センターにおける在庫管理基本台帳 ・ 医療救護所及び避難所における在庫管理基本台帳 ・ 長野県薬剤師会及び地域薬剤師会における救急支援用医薬品等の在庫管理基本台帳
3-2	在庫管理票 B ・ 医薬品等集積センターにおける医薬品等の請求・受払の伝票 ・ 医療救護所及び避難所における医薬品等の請求・受払の伝票 ・ 長野県薬剤師会及び地域薬剤師会における救急支援用医薬品等の受払い伝票
3-3	在庫管理票 C ・ 医薬品等集積センターにおける医薬品等の個別の棚管理カード ・ 医療救護所及び避難所における医薬品等の個別の棚管理カード
3-4	費用明細書(地域薬剤師会)
3-5	業務日誌
3-6	地域薬剤師会医薬品等備蓄リスト
3-7	地域薬剤師会災害時救援活動対策チェックリスト
4. 長野県災害用備蓄品目リスト	39 頁
5. 被害状況調査報告書	41 頁
6. 緊急通行車両確認申出書	43 頁
7. 災害用伝言ダイヤル	45 頁
8. 参考資料	48 頁
A.	災害時の医療救援計画
B.	災害発生時の初動対応
C.	災害発生時における医療救援活動
D.	防災訓練・防災教育(薬剤師会・会員・薬局・施設・職員供用)
E.	職員の行動要領

# 第1章 災害発生時の対応

## 第1節 長野県薬剤師会災害対策本部の設置

長野県薬剤師会（以下、本会）は、「長野県災害対策本部設置基準」に準ずる大規模災害が発生した場合、速やかに本会災害対策本部を設置する。ただし、災害規模等に関係なく適用することができるものとする。

なお、設置場所は、本会医薬品総合研究センター内(松本市旭2丁目10番15号)とする。当該センターが機能しない場合には、本会生活科学センター内(松本市旭2丁目11番20番)に設置する。それも不全の場合は、近隣薬剤師会(松本薬剤師会、安曇野薬剤師会など)ほか機能可能な地域薬剤師会内に設置する。

※「災害」を「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」と定義している（災害対策基本法2条第1号）。ここでいう「これらに類する政令で定める原因」については、災害対策基本法施行令で「放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故」が定められている（災害対策基本法施行令第1条）。したがって、災害対策基本法上の災害には自然災害以外の原因による災害も含まれる。

長野県薬剤師会災害対策本部	
<b>■長野県薬剤師会 医薬品総合研究センター内</b>	
住 所	〒390-0802 長野県松本市旭 2-10-15
T E L	0263-34-5511
F A X	0263-34-0075
E-mail	somu@naganokenyaku.or.jp
□長野県薬剤師会 生活科学センター	
住 所	〒390-0802 長野県松本市旭 2-11-20
T E L	0263-32-0256(業務課) 0263-32-0276(検査センター) / 0263-32-0663(会営薬局)
F A X	0263-36-0665(業務課) 0263-36-0665(検査センター) / 0263-32-3691(会営薬局)
E-mail	gyomu1@naganokenyaku.or.jp

## 長野県災害対策本部設置基準

1. 県下に震度 6 弱以上の地震が発生したとき
2. 以下のいずれかの体制をとるべき状況のときが必要であると知事が認めるとき

活動体制	活動開始基準
警戒一次体制	○大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ○県下に震度 3 の地震が発生した時 ○県下に震度 3 未満の東南海・南海地震が発生した時（単独で発生した時も同様） ○火口周辺警報（噴火警戒レベル 2、火口周辺規制）発表時 <レベル未導入の火山においては火口周辺警報（火口周辺危険）発表時> ○災害が発生するおそれがあるときで危機管理部課長が必要と認めた時
警戒二次体制	○県下に震度 4 の地震が発生した時 ○火口周辺警報（噴火警戒レベル 3、入山規制）発表時 <レベル未導入の火山においては火山周辺警報（入山危険）発表時> ○その他危機管理部長が必要と認めた時
非常体制	○以下のいずれかの状況下で知事が必要と認めた時 <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴風・大雨・洪水警報発表時</li> <li>・災害が発生した時</li> <li>・激甚な災害が発生するおそれがある時</li> </ul> ○噴火警報（噴火警戒レベル 4、避難準備）または噴火警報（噴火警戒レベル 5、避難）発表時 <レベル未導入の火山においては噴火警報（居住地域嚴重警戒）発表時> ○県下に震度 5 弱及び 5 強の地震が発生した時
緊急体制	○大規模な災害が発生した場合、県下全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で知事が必要と認めた時 ○県下に震度 6 弱の地震が発生した時
全体体制	○県下全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、知事が必要と認めた時 ○県下に震度 6 強及び 7 の地震が発生した時

### 第 2 節 対策本部メンバー

#### 1. 長野県薬剤師会医薬品総合研究センターが機能可能な場合

本部長	会長
副本部長	副会長
本部役員	専務理事・常務理事・地域社会担当理事 松本市近隣在住理事
事務局	事務局長他全職員

#### 2. 長野県薬剤師会医薬品総合研究センター／同生活科学センターが機能不可能な場合

本部長	会長
副本部長	副会長
本部役員	専務理事・常務理事・地域社会担当理事
事務局	対策本部を設置した地域薬剤師会役員及び事務局職員 県薬職員

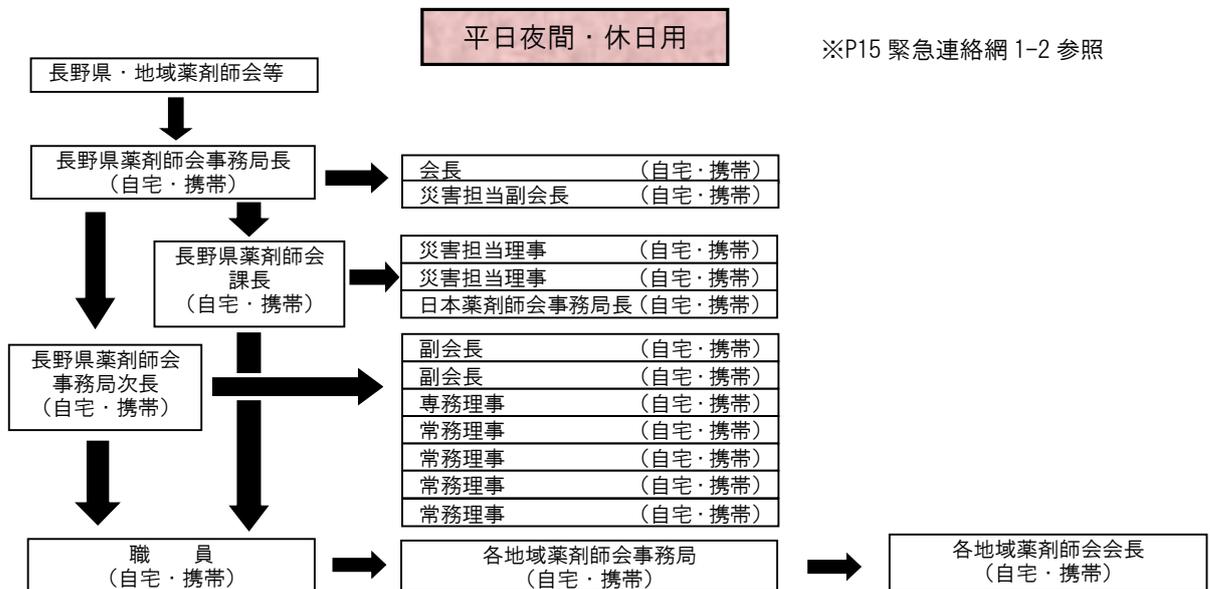
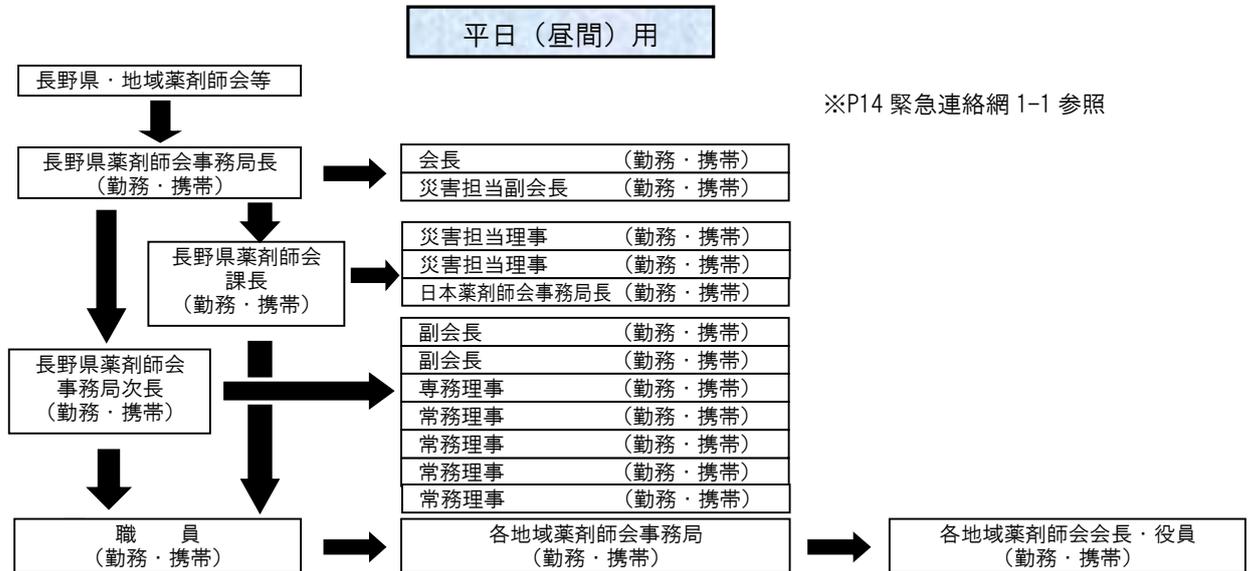
※交通機関が停止する等、社会機能のマヒが継続するような危機が発生した場合は、自宅待機とし、対策本部から連絡があった場合のみ出勤する。

### 第3節 対策本部の役割と任務

#### 1. 災害発生時における緊急連絡網と情報伝達

災害発生時の緊急連絡網は、平日昼間(8:30~17:15)及び平日夜間(17:15~8:30)・休日(土・日・祝祭日及び正月・夏期休日等)の2系統とし、最新の名簿を整備する。

なお、電話回線等の混乱が予想されることから、電話・携帯電話・メール等あらゆる手段を用いて通信の確保に努める。



#### ◆情報収集・発信等に必要な機材

災害発生時における情報収集・発信等に必要な機材は、下表のとおり。常日頃から機材の整備に心がけることが必要である。

◆テレビ	◆ラジオ	◆電話	◆携帯電話	◆携帯電話(PHS)
◆ファックス	◆パソコン	◆自転車	◆オートバイ	◆カメラ
◆ビデオカメラ	◆ビデオデッキ	◆電池	◆トランシーバー	◆発電機
◆事務用品 他				

## 2. 情報収集と関係機関との連携

### (1) 対策本部の情報収集項目

- ① 災害状況の把握、周辺地域の被災状況の調査
- ② 本会会員並びに職員の安否確認(帰宅困難者の把握含む)、けが人の有無(傷病程度)及び会員施設(薬局等)などの被災状況(設備、物品等)を確認する。
- ③ 交通機関・道路・通信網・病院・ライフライン等の被害状況の確認  
⇒ 県災害対策本部、市町村災害対策本部、関係団体等からの情報
- ④ 被災地における医療救援指示・要請  
⇒ 県災害対策本部等からの指示による
- ⑤ その他必要な情報の収集

## 3. 情報の一元化

対策本部は正確で迅速な情報収集に努めるとともに、収集した情報は壁に張り出す等して、誰にでもわかる方法により情報の一元管理を図る。

## 4. 長野県災害対策本部との連携

長野県庁内に設置される長野県災害対策本部との連携と連絡調整  
⇒ 第2章 災害時における薬剤師会の医療救援活動

## 5. 日本薬剤師会・北陸信越ブロック・近隣薬剤師会との連携

大規模災害発生時後、日薬会長を本部長とする「中央対策本部」(日薬内)が設置される。中央対策本部への情報提供、支援要請等連携を図り、必要な措置・対策を検討する。

また、北陸信越ブロック各県薬剤師会、近隣の県薬剤師会とは、初期活動の重要性と地理的な優位性を鑑み連携を図る。

中央対策本部の業務は次のとおり。

- 被災状況全般に関する情報の取りまとめ
- 薬剤師による救援活動の総括(薬剤師ボランティアの募集、派遣調整等)
- 現地対策本部との調整・支援
- 厚生労働省担当部局からの協力要請についての連絡受信
- 厚生労働省関係部局への情報提供
  - ・ 医薬品等の供給に関する情報
  - ・ 薬局・薬店の被災状況及び開業状況等
  - ・ 薬剤師の不足状況
- 被災地外の都道府県薬剤師会への人的物的支援要請
- 被災状況及び災害対策に関する通知、及び広報資料の定期的作成等
- その他災害対策に関して必要な措置・対策の検討

	TEL	FAX	メール
中央対策本部 (日薬内)	03-3353-1170	03-3353-6270	nichiyaku.somu@gmail.com (総務課災害用)
新潟県薬	025-281-7730	025-281-7735	soumu@niiyaku.or.jp
富山県薬	076-432-2577	076-442-3308	info@tomiyaku.or.jp
石川県薬	076-231-6634	076-223-1520	kenyaku@plaza-woo.jp
福井県薬	0776-26-1453	0776-27-4077	fpa-JIM@fukuyaku.or.jp
群馬県薬	027-223-7736	027-223-5308	gpa-dic@gunyaku.or.jp
山梨県薬	055-254-3400	055-254-3401	mail0702@ypa.or.jp
愛知県薬	052-231-2261	052-231-2268	contact@apha.jp
埼玉県薬	048-827-0060	048-827-0063	spa@saiyaku.or.jp
岐阜県薬	058-260-8800	058-240-0500	jimu@gifuyaku.or.jp
静岡県薬	054-203-2023	054-203-2028	kenyaku@shizuyaku.or.jp

※都道府県薬剤師会は別紙資料

6. 地域薬剤師会へ薬剤師班の派遣要請 ⇒第2章
7. 派遣薬剤師班との連絡調整 ⇒第2章
8. 地域薬剤師会へ備蓄薬品等の供給要請 ⇒第2章
9. 被災地外の地域薬剤師会との連絡調整 ⇒第1章第4節
10. 被災会員、職員の生活サポート
11. 救護・救援のための派遣薬剤師の募集・登録依頼
12. 災害地派遣車両の申請
13. 医薬品の供給
14. その他必要な事項

#### 第4節 地域薬剤師会災害対策本部の設置

##### 1. 地域薬剤師会の役割と地域薬剤師会災害対策本部

###### (1) 地域薬剤師会の役割

地域薬剤師会は被災地の情報を収集するとともに、長野県薬剤師会災害対策本部と緊密な連携のもと、可能な限り救援活動に協力するものとする。

###### ①被災地の地域薬剤師会の役割

###### 1) 情報の収集と報告

被災地の被害状況の把握と会員の被害状況や安否等を把握し県薬災害対策本部に報告する。

###### 2) 関係機関との連携

長野県薬剤師会災害対策本部並びに市町村災害対策本部等の行政、関係機関と連携を図る。

###### 3) 救援活動

県や市町村との災害協定に基づく、救援活動に参加する。

###### 4) 備蓄・支援医薬品の整理・配給の手配

支援医薬品の集積場所の確保と、医療機関・避難所等への配送の手配。

###### 5) 援助派遣された薬剤師の把握と配置

他地区より派遣された薬剤師の把握と、派遣場所の選定・指示

###### ②被災地周辺の比較的被害の少ない地域薬剤師会の役割

###### 1) 関係機関との連携

長野県薬剤師会災害対策本部の指示を仰ぎ、行政等の関係機関と連携を図る。

###### 2) 救援活動

・ 薬剤師班の編成と派遣

・ 地域備蓄センターによる備蓄医薬品等の供給。

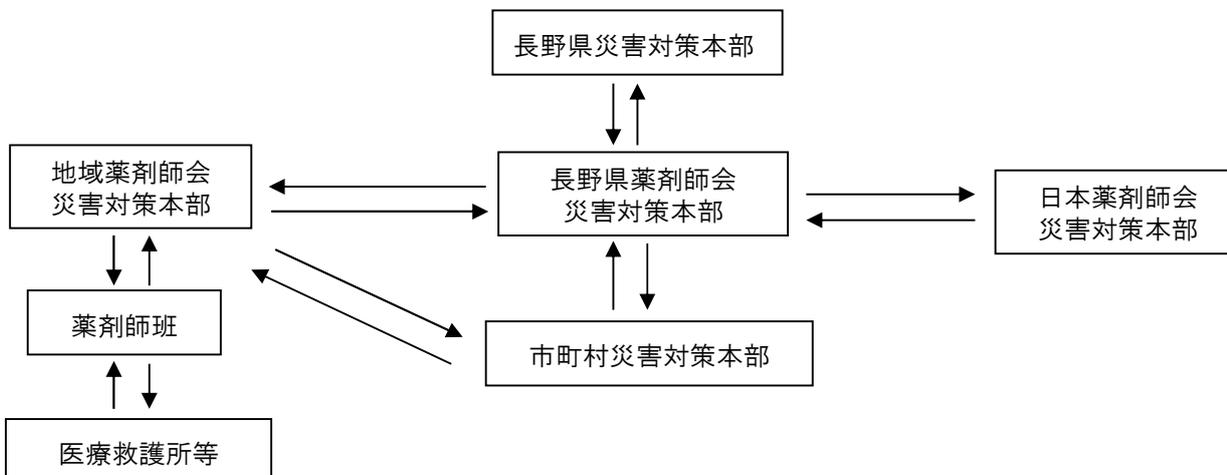
##### 2. 地域薬剤師会災害対策本部

(1) 平時において、地域薬剤師会災害対策本部役員を定めておく。

(2) 災害時には、速やかに地域薬剤師会災害対策本部を設置し、長野県薬剤師会災害対策本部と連携を図り、指示を仰ぐ。

### 3. 関係機関との連携・協力体制

災害時の医療救援活動を実効あるものとするためには、長野県薬剤師会災害対策本部と長野県災害対策本部とは緊密な連携をとり、また必要に応じ関係機関との連携を図らなければならない。



### 4. 情報の収集と報告

(1) 被災地地域薬剤師会は、災害発生後直ちに情報の収集に努め、長野県薬剤師会災害対策本部に正確かつ確実に報告できる体制を構築する。その為には地域薬剤師会は、会員からの情報収集に通常の通信手段のほか、携帯電話やインターネット等の災害時情報入手手段を把握しておく。

また、長野県薬剤師会災害対策本部は入手した被災状況、医薬品供給状況等を長野県薬剤師会ホームページに掲載して会員に情報提供する。

長野県薬剤師会災害時掲示板（本会HPより）  
<http://www.naganokenyaku.or.jp>

(2) 地域薬剤師会から長野県薬剤師会災害対策本部への被害状況報告は、会員に下記事項の報告を纏め、報告するものとする。なお、様式は任意であるが、別紙（P42 被害状況調査報告書5-2）を参考とされたい。

- ① 人的被害
- ② 薬局・医療施設等の被害状況
- ③ 調剤機器・薬品瓶などの破損等
- ④ 会員の住居等の被害状況
- ⑤ その他

## 第2章 災害時における薬剤師会の医療救援活動

### 第1節 薬剤師班の編成

#### 1. 薬剤師班の編成

長野県災害対策本部からの派遣場所・派遣人数の要請に対応する。必要に応じて薬剤師班を編成する。

##### (1) 班の構成

長野県災害対策本部からの派遣要請内容および救援活動状況により、班の構成人数等に柔軟な編成をする。

#### 2. 薬剤師班の派遣

##### (1) 指揮命令

① 薬剤師班は、現地の災害対策本部の指揮下に置かれる。

② 日常の救援活動は派遣場所の責任者の指示に従う。

##### (2) 派遣場所と派遣期間

① 長野県災害対策本部から指示された場所・期間で活動を行う。

##### (3) 交通・通信手段

① 交通手段は、長野県災害対策本部の指示に基づき事務局で調整する。

② 通信手段は、基本的には各自の携帯電話とする。

### 第2節 薬剤師班の任務

#### 1. 薬剤師班の任務

現地災害対策本部、長野県薬剤師会災害対策本部等と情報共有のもと、任務を遂行する。なお、薬剤師であることを明示するため、プレートの着用、ロゴ印字ベストなどを着用する。

##### (1) 医療救護所、救援センター、避難所等における任務

① 指揮指令は、派遣された医療チーム（災害拠点病院\*1、被災地以外からの医療チームの派遣、DMAT\*2等）の管理責任者の指示に従う。

\*1…災害時における初期救急医療を実施する病院

\*2…Disaster Medical Assistance Team

##### (2) 医薬品等の集積所における任務

① 指揮指令は、集積所の責任者の指示に従う。

# 第3章 医薬品等の供給体制

## 第1節 医薬品の供給体制

### 1. 供給場所

- (1) 10 医療圏に各 1 箇所、薬剤師会又は保険薬局事業協同組合の分業支援センターを供給場所(備蓄センター)とする。(関係機関名簿 2-4)
- (2) 長野県薬剤師会より各分業支援センターに委託する。

### 2. 備蓄医薬品の品目と量

- (1) 備蓄センターの備蓄量は、県の備蓄箇所 1 箇所あたりの備蓄品目(内用薬、外用薬のみ)の半量を目途とする。
- (2) 実際の備蓄品目及び備蓄量は、各備蓄センターに一任する。
- (3) 各備蓄センターは、備蓄リストを作成し、長野県薬剤師会に報告する。  
(地域薬剤師会医薬品等備蓄リスト帳票類 3-6)

### 3. 備蓄方法

- (1) 備蓄品目リストに基づき、通常使用の中で在庫を確保しておく。

### 4. 費用

- (1) 備蓄に要する費用は、各備蓄センターの負担とする。

### 5. 指揮命令

長野県災害対策本部長からの要請により、長野県薬剤師会災害対策本部長は各備蓄センターを管轄する地域薬剤師会災害対策本部長に備蓄医薬品等の供給要請をし、当該備蓄センターは速やかに備蓄医薬品等を供給する体制を整える。原則として、備蓄医薬品は備蓄センターごと一括して供給するものとする。

### 6. 供給方法

供給(輸送)方法は長野県災害対策本部の指示による。

### 7. 供給、管理に係る帳票類

- (1) 備蓄医薬品の保管、管理、供給要請、引渡し等にあたっては、それぞれ指定された以下の帳票類を使用する(在庫管理票 A・B・C 帳票類 3-1・2・3)
  - ① 医薬品等在庫管理表
  - ② 医薬品等引渡し書
  - ③ 医薬品等受領書

## 第4章 薬剤師会の平時の準備

災害発生時には、国、県、地域自治体が主体となり救援活動が行われるが、薬剤師会は医療チームの一員として、迅速かつ有効に救援活動を行える体制の整備をしておく必要がある。

### 第1節 長野県薬剤師会及び地域薬剤師会の行うべき準備

#### 1. 長野県薬剤師会

長野県薬剤師会会長は年1回長野県薬剤師会災害対策会議を招集し、災害時医療救援活動が支障なく実施されるよう、チェック表（帳票類 3-7）の資料に基づき、救援活動に関する確認と準備を行う。

#### 2. 地域薬剤師会

地域薬剤師会は長野県薬剤師会災害対策会議を受けて、速やかに地域薬剤師会災害対策会議を招集し、長野県薬剤師会の救援活動計画がより実践的なものになるよう、各地域薬剤師会の実情に合わせた確認と準備を行う。

### 第2節 会員に対する教育、研修

#### 1. 長野県薬剤師会災害対策マニュアルの周知と活用

長野県薬剤師会及び地域薬剤師会は、『長野県薬剤師会災害対策マニュアル』に沿って迅速かつ有効に救援活動を行える体制を確立する。そのための会員への教育・研修の場を設ける。

#### 2. 携行品の準備

長野県薬剤師会は、次のものを準備する。

##### 長野県薬剤師会の準備品

- 腕章・ジャンパー
- 薬剤師の身分を証明できるネームプレート
- 緊急通行車両確認申出書 等

#### 3. 県或いは地区防災訓練等への参加

長野県薬剤師会及び地域薬剤師会会員は、地域防災計画に沿って行う防災訓練には積極的に参加し、訓練を行う。

# 第5章 他都道府県被災地への薬剤師派遣と災害医療救護・救援活動

## 第1節 派遣要請に基づく派遣薬剤師の役割

1. 災害医療救護活動  
負傷者の救助にあたるため、被災地の救護所・救護センター等で医療チームに参画し、活動する。
2. 医薬品等の安定供給・保管への協力
3. 避難所等における被災者支援
4. 公衆衛生活動
5. その他、第2章 災害時における薬剤師会の医療救援活動に則り活動する。

## 第2節 派遣場所による救援活動

1. 医薬品集積所
  - (1) 集積医薬品等の保管・管理
    - ・ 品名、数量、同種同効薬の有無、及び数量の管理
    - ・ 医療用医薬品と一般用医薬品の別、薬効別、剤形別等の分類
    - ・ 有効期間・使用期限の確認・管理
    - ・ 保存に注意が必要な医薬品(要冷所・暗所保存、要防湿)の保管
    - ・ 取扱いに注意が必要な医薬品(麻薬、向精神薬、毒薬・劇薬等)の保管
  - (2) 保健福祉事務所等からの要望に応じた医薬品等の供給活動
  - (3) 不足医薬品等の発注、行政担当者への連絡
  - (4) 避難所向け救急医薬品セット及び医療材料・衛生用品等の供給活動 等
2. 保健福祉事務所等
  - (1) 必要な医薬品等の取り寄せ
  - (2) 医薬品等の仕分け、保管・管理
  - (3) 救護所・救護センターへの医薬品等の供給
  - (4) 被災者への一般用医薬品の供給
  - (5) 保健福祉事務所等での診療に伴う調剤(医療チームへの参加)
  - (6) 医療チームの残置薬の回収・整理
  - (7) 「家庭用常備薬セット」の作成、仮設住宅への配付 等
3. 救護所・救護センター
  - (1) 医療チーム(救護班)への参加
    - ① 患者情報の収集
    - ② 医薬品使用に関する医師や看護師等への情報提供
    - ③ 調剤
    - ④ 患者への服薬指導
    - ⑤ 医薬品等の保管・管理(特に規制医薬品など)
  - (2) 救護所・救護センターの設置されていない避難所に対する巡回診療への参加
  - (3) 地域医療機関(薬剤部)との連携 等

#### 4. 避難所

- (1) 一般用医薬品等の保管・管理、被災者への供給、相談、乱用・誤用防止指導等
- (2) 公衆衛生活動(防疫)
  - ①水道水や井戸水の水質検査
  - ②避難所内の衛生管理(仮設トイレやドアの把手等の消毒)
  - ③手洗いやうがい励行の指導
  - ④室内の換気
- (3) 地域住民に対する健康、食事等に関する相談、アドバイス
- (4) 被災者のメンタルケア 等

#### 5. その他の活動

- (1) 被災者支援/災害時要援護者(高齢者、障害者等)の支援
  - ①避難情報の伝達
  - ②安否確認
  - ③避難誘導
  - ④救助活動
  - ⑤避難所での支援
  - ⑥在宅での支援 等

### 第3節 派遣する薬剤師の募集と登録

#### 1. 派遣する薬剤師の募集

- (1) 日薬中央災害対策本部等からの派遣要請により、県薬災害対策本部が必要と判断した場合、募集を開始する。
- (2) 募集は、地域薬剤師会、県薬ホームページを通して行う。
- (3) 薬剤師は、会員・非会員を問わない。
- (4) 申込みは、緊急を要するため、地域薬剤師会を経由するか、又は直接対策本部に申し込む。申込みのあった薬剤師の情報は、地域薬剤師会へ連絡する。
- (5) 派遣要請条件に應えるため、登録に際して次の事項を確認する。
  - ①氏名 ②年齢 ③性別 ④電話番号(携帯番号) ⑤メールアドレス(携帯メール含)
  - ⑥薬剤師経験年数 ⑦薬剤師経験職域(薬局・病院・店舗販売業・行政・製薬・卸・学薬・その他)
  - ⑧自動車運転免許 ⑨取得資格 ⑩ボランティア参加経験 ⑪希望業務 ⑫希望参加日程

#### 2. 派遣する薬剤師の登録と選定

- (1) 県薬災害対策本部は、申込みのあった薬剤師の一覧表を作成する。
- (2) 日薬、DMAT など派遣要請のあった指揮系統及び派遣先に適した薬剤師を選定する。選定は、被災地の状況、要請内容、日程、業務内容、移動手段等を考慮する。
- (3) 派遣する薬剤師は、日薬の薬剤師賠償責任保険に加入しておくことが望ましい。
- (4) ボランティア保険は、県薬災害対策本部で加入する。
- (5) 被災地への移動
  - ①被災地への交通網は混乱していることから、県薬災害対策本部と連携の上、適切な手段を選択する。
  - ②被災地への移動手段、出発、到着予定時間について県薬災害対策本部に連絡しておく。

- ③自動車で移動する場合、予期せぬ事故、二次災害等の発生に備え、複数で移動することが望ましい。
- ④燃料の補給が難しい場合があるので、携行缶等を持参するなり、準備する。
- ⑤被災地へ帰着について県薬災害対策本部に随時連絡する。

(6) 携行品

①携行品(参考)

派遣先で必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用ジャンパー(県薬貸与)</li> <li>・ヘルメット(県薬貸与)</li> <li>・寝袋</li> <li>・雨具(防寒具)</li> <li>・折り畳み傘</li> <li>・使い捨てカイロ(県薬支給)</li> <li>・タオル</li> <li>・ティッシュ</li> <li>・ウエットティッシュ</li> <li>・箸</li> <li>・コップ</li> <li>・歯みがきセット</li> <li>・上履き</li> <li>・非常食(レトルト食品)</li> <li>・飲料水</li> <li>・虫よけ</li> <li>・携帯電話(予備バッテリー)</li> <li>・ペンライト</li> <li>・携帯ラジオ</li> <li>・軍手、革手(県薬支給)</li> <li>・その他</li> </ul>	情報記録用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メモ帳</li> <li>・筆記用具</li> <li>・カーボン紙</li> <li>・セロハンテープ</li> <li>・その他</li> </ul>
		衛生用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴム手袋</li> <li>・ビニール袋</li> <li>・速乾性手指消毒薬</li> <li>・救急絆創膏</li> <li>・はさみ</li> <li>・包帯</li> <li>・ゴーグル</li> <li>・マスク</li> <li>・消毒薬</li> <li>・その他</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身分証明書(免許証・保険者証)</li> <li>・名刺</li> <li>・連絡先リスト(関係先電話番号)</li> <li>・災害時要支援者リスト</li> <li>・その他</li> </ul>

②派遣期間に必要な食料は持参する。

③飲料水は、ライフラインの復旧状況が不明な場合は必ず持参する。

3. 活動

- (1) 被災地薬剤師会災害対策本部への派遣  
対策本部の指示に従い活動する。なお、個人の判断による活動はしない。
- (2) JMAT等の団体への派遣  
現地責任者の指示に従い、他職種との連携・協力により、業務の効率化を図る。
- (3) 避難所の巡回等  
避難所の責任者の指示に従い、被災者の居住地であることを意識し、活動する。
- (4) 連絡・報告  
県薬災害対策本部等の指示に従い、連絡、報告を行う。
- (5) 留意事項
  - ①薬剤師派遣は、自己完結型での出勤を原則とする。
  - ②派遣先の活動ボランティア本部や各医療チーム等の業務形態の指示に従う。  
単独行動は慎む。
  - ③指揮系統は、被災地薬剤師会災害対策本部、医療チーム等の指示に従う。
  - ④救護、救援活動は、常にチーム関係者、救護所、避難所の協力と連携に努める。
  - ⑤他の派遣者や被災者と争い事を起こさないよう注意する。
  - ⑥被災者支援に関わるあらゆるものの使用、利用を控える。
  - ⑦被災者の精神的ケアを念頭に活動する。
  - ⑧嗜好品(酒・たばこ等)は公然と飲用しない。
  - ⑨個人的に被災者へ物資を供与しない。

# ◆令和元年度版 資料編◆

## 災害対策マニュアル資料

### ■資料編

#### 1. 緊急連絡網

- 1-1 長野県薬剤師会緊急連絡網(平日昼間用)
- 1-2 長野県薬剤師会緊急連絡網(平日夜間・休日用)
- 1-3 地域薬剤師会緊急連絡先一覧
- 1-4 長野県薬剤師会職員緊急連絡網

#### 2. 関係行政・団体・機関名簿

- 2-1 長野県薬剤師会・地域薬剤師会名簿
- 2-2 長野県医師会・郡市医師会名簿
- 2-3 長野県歯科医師会・郡市歯科医師会名簿
- 2-4 会宮薬局・事業協同組合立薬局一覧名簿
- 2-5 長野県薬業協会名簿
- 2-6 都道府県薬剤師会名簿
- 2-7 長野県内血液供給事業所
- 2-8 長野県災害用医薬品等備蓄箇所一覧(卸)
- 2-9 長野県災害拠点病院一覧
- 2-10 長野県内主要医薬品卸事業所一覧
- 2-11 関係官公庁団体一覧
- 2-12 長野県内警察署一覧
- 2-13 長野県消防本部一覧
- 2-14 鉄道・バス・通信・電気・ガス・気象等の緊急連絡先一覧

#### 3. 帳票類

- 3-1 在庫管理票A
  - ・医薬品等集積センターにおける在庫管理基本台帳
  - ・医療救護所及び避難所における在庫管理基本台帳
  - ・長野県薬剤師会及び地域薬剤師会における救急支援用医薬品等の在庫管理基本台帳
- 3-2 在庫管理票B
  - ・医薬品等集積センターにおける医薬品等の請求・受払の伝票
  - ・医療救護所及び避難所における医薬品等の請求・受払の伝票
  - ・長野県薬剤師会及び地域薬剤師会における救急支援用医薬品等の受払い伝票
- 3-3 在庫管理票C
  - ・医薬品等集積センターにおける医薬品等の個別の棚管理カード
  - ・医療救護所及び避難所における医薬品等の個別の棚管理カード
- 3-4 費用明細書(地域薬剤師会)
- 3-5 業務日誌
- 3-6 地域薬剤師会医薬品等備蓄リスト
- 3-7 地域薬剤師会災害時救援活動対策チェックリスト

#### 4. 長野県災害用備蓄品目リスト

#### 5. 被害状況調査報告書

#### 6. 緊急通行車両確認申出書

#### 7. 災害用伝言ダイヤル

#### 8. 参考資料

- A. 災害時の医療救援計画(長野県との災害時の医療救援についての協定書)
- B. 災害発生時の初動対応
- C. 災害発生時における医療救援活動
- D. 防災訓練・防災教育(薬剤師会・会員・薬局・施設・職員供用)
- E. 職員の行動要領

◆災害発生時における長野県薬剤師会緊急連絡網◆

平日（昼間）用

長野県・地域薬剤師会等

長野県薬剤師会事務局  
TEL:0263-34-5511  
中島事務局長  
携帯:090-2164-0442

日野会長	TEL:0263-32-4237	携帯:090-8853-8667
藤澤災害担当副会長	TEL:0265-74-8989	携帯:090-7220-9234

長野県薬剤師会  
松崎会計課長

花岡災害担当理事	TEL:0267-67-2002	携帯:090-2226-3399
高森災害担当理事	TEL:026-278-2031	携帯:090-4387-1506
日本薬剤師会事務局	TEL:03-3353-1170	携帯:

長野県薬剤師会  
0263-32-0276  
一志事務局次長  
携帯:090-1868-4956

長谷部副会長	TEL:0265-23-3116	携帯:090-4412-4925
加賀美副会長	TEL:0263-85-7890	携帯:090-8946-1112
石塚専務理事	TEL:0267-78-3740	携帯:090-2156-9789
藤森常務理事	TEL:0266-52-0309	携帯:090-2625-6775
山本常務理事	TEL:026-257-2027	携帯:090-7283-7792
飯島常務理事	TEL:026-273-4489	携帯:090-9357-0363
神田常務理事	TEL:0269-37-2827	携帯:090-3440-8189

※詳細は緊急連絡網1-3参照

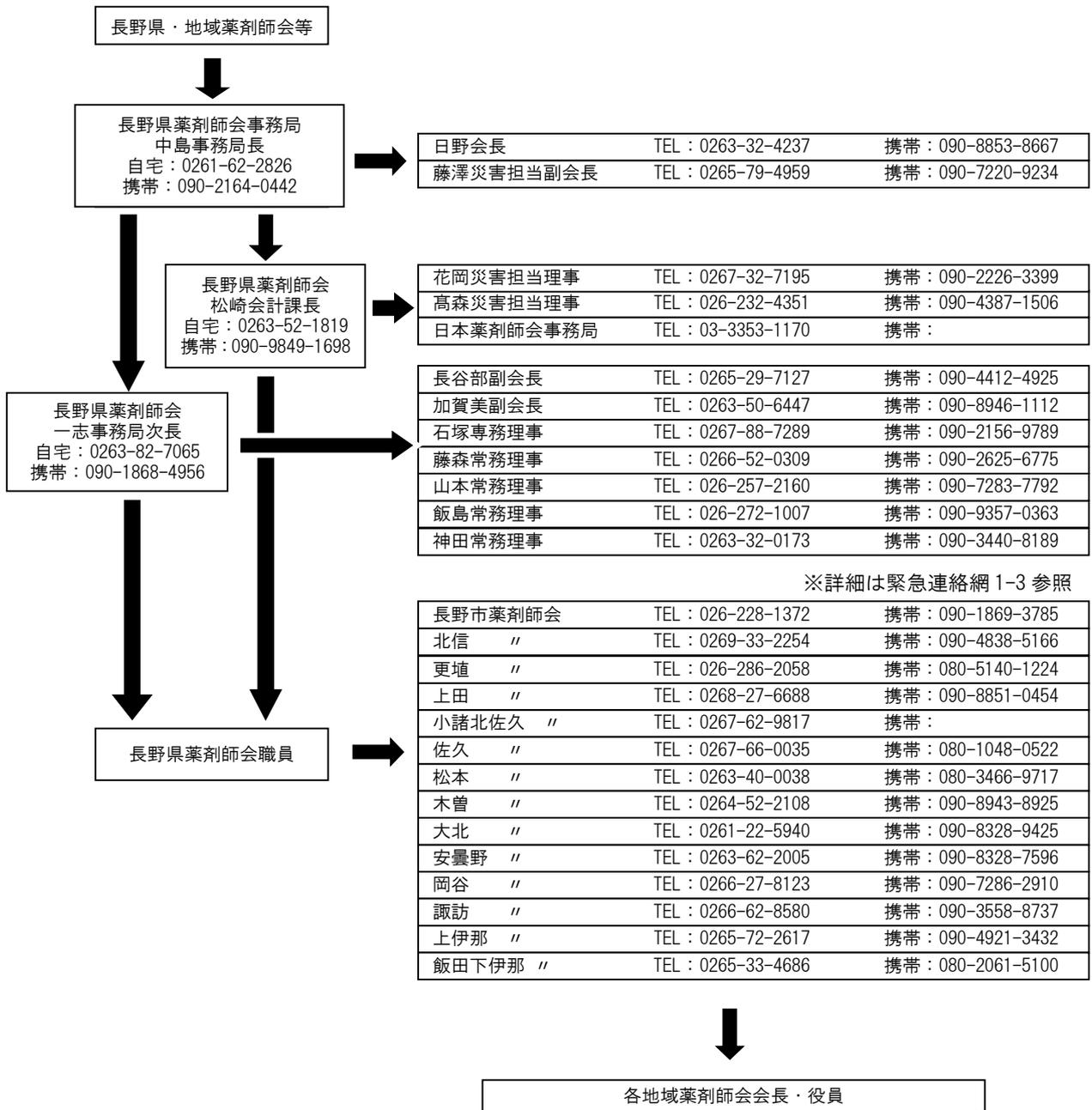
長野県薬剤師会職員

長野市薬剤師会	TEL:026-227-3222	携帯:
北信	TEL:0269-33-2254	携帯:090-4838-5166
更埴	TEL:026-286-2058	携帯:080-5140-1224
上田	TEL:0268-22-6130	携帯:
小諸北佐久	TEL:0267-24-0032	携帯:
佐久	TEL:0267-66-0035	携帯:080-1048-0522
松本	TEL:0263-39-2557	携帯:090-4932-2502
木曾	TEL:0264-52-2108	携帯:090-8943-8925
大北	TEL:0261-22-0125	携帯:090-8328-9425
安曇野	TEL:0263-62-2005	携帯:090-8328-7596
岡谷	TEL:0266-27-8123	携帯:090-7286-2910
諏訪	TEL:0266-62-7586	携帯:090-3558-8737
上伊那	TEL:0265-72-5858	携帯:
飯田下伊那	TEL:0265-23-5100	携帯:080-2061-5100

各地域薬剤師会会長・役員

◆災害発生時における長野県薬剤師会緊急連絡網◆

平日夜間・休日用



## ◆災害発生時における地域薬剤師会緊急連絡先一覧◆

## 平日（昼間）用

地域	氏名	電話番号	携帯番号	メールアドレス	
				携帯	パソコン
長野市	事務局	026-227-3222	—	—	info@nagano-shiyaku.or.jp
北信	関 正雄	0269-33-2254	090-4838-5166	—	kotobukiya@aqua.plala.or.jp
更埴	西巻 真一	026-286-2058	080-5140-1224	sin.nishimaki@icloud.com	sin-nishimaki@pop07.odn.ne.jp
上田	事務局	0268-22-6130	—	—	honkai@uedayaku.org
小諸北佐久	小松富美男	0267-24-0032	—	—	fumiok@janis.or.jp
佐久	大森 健	0267-66-0035	080-1048-0522	takeru.1221@icloud.com	oomori.takeru@white.plala.or.jp
松本	那須野俊清	0263-39-2557	090-4932-2502	h7-nasuno@docomo.ne.jp	kyokucho@matuyaku.or.jp
木曾	小林 泰彦	0264-52-2108	090-8943-8925	—	kobayashipharm@ivy.ocn.ne.jp
大北	西村 彦一	0261-22-0125	090-8328-9425	0tr38w2037b199g@ezweb.ne.jp	nishi730sc@kfx.biglobe.ne.jp
安曇野	横林 和彦	0263-62-2005	090-8328-7596	9083287576@ezweb.ne.jp	yokobaya@anc-tv.ne.jp
岡谷	永田千枝子	0266-27-8123	090-7286-2910	chieko.sangoalrescha@docomo.ne.jp	nagata@okayahokenyaku.jp
諏訪	古屋 真一	0266-62-7586	090-3558-8737	mitsuwa7272@ezweb.ne.jp	mitsuwa@lapis.plala.or.jp
上伊那	事務局	0265-72-5858	—	—	kpa@sirius.ocn.ne.jp
飯田下伊那	事務局	0265-23-5100	080-2061-5100 (トコト・災害時優先) 080-1031-0992 (衛星携帯電話)	haniyaku@docomo.ne.jp	hani-yakuzaishi@ab.wakwak.com

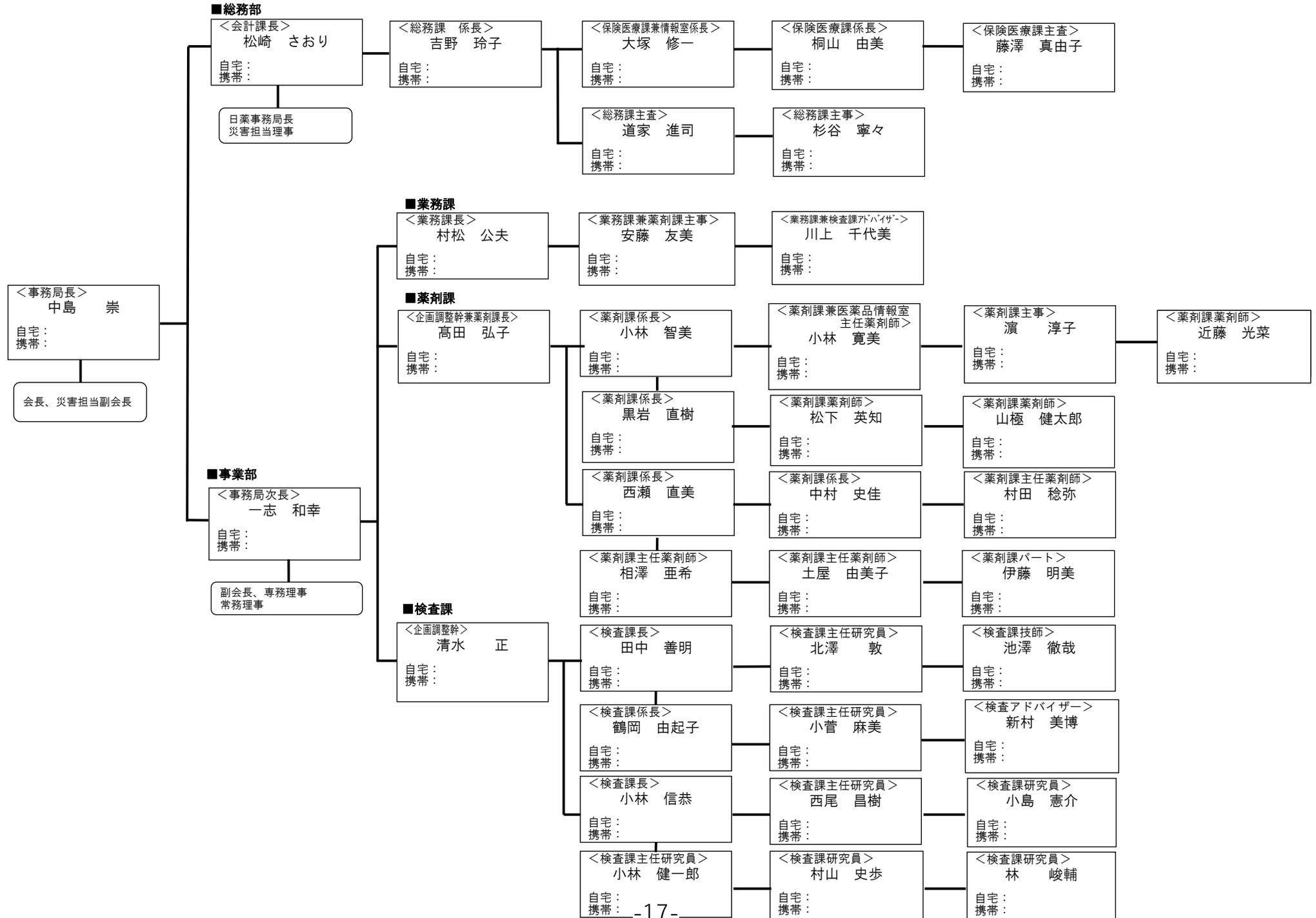
## 平日夜間・休日用

地域	氏名	電話番号	携帯番号	メールアドレス	
				携帯	パソコン
長野市	高山 久	026-228-1372	090-1869-3785	q.takayama@ezweb.ne.jp	q-takayam@fmail.plala.or.jp
北信	関 正雄	0269-33-2254	090-4838-5166	—	kotobukiya@aqua.plala.or.jp
更埴	西巻 真一	026-286-2058	080-5140-1224	sin.nishimaki@icloud.com	sin-nishimaki@pop07.odn.ne.jp
上田	飯島 康典	0268-27-6688	090-8851-0454	—	no.1@iijima-yakyoku.com
小諸北佐久	小松富美男	0267-62-9817	—	—	fumiok@janis.or.jp
佐久	大森 健	0267-66-0035	080-1048-0522	takeru.1221@icloud.com	oomori.takeru@white.plala.or.jp
松本	本保 武俊	0263-40-0038	080-3466-9717	honpo.tnb@softbank.ne.jp	honpo@tune.ocn.ne.jp
木曾	小林 泰彦	0264-52-2108	090-8943-8925	—	kobayashipharm@ivy.ocn.ne.jp
大北	西村 彦一	0261-22-5940	090-8328-9425	0tr38w2037b199g@ezweb.ne.jp	nishi730sc@kfx.biglobe.ne.jp
安曇野	横林 和彦	0263-62-2005 0263-62-5968	090-8328-7596	9083287576@ezweb.ne.jp	yokobayashi@muf.biglobe.ne.jp
岡谷	永田千枝子	0266-27-8123	090-7286-2910	chieko.sangoalrescha@docomo.ne.jp	nagata@okayahokenyaku.jp
諏訪	古屋 真一	0266-62-8580	090-3558-8737	mitsuwa7272@ezweb.ne.jp	furuya@family.plala.or.jp
上伊那	唐澤 頼勝	0265-72-2617	090-4921-3432	ray-930-show@docomo.ne.jp	yorikarasawa@inacatv.ne.jp
飯田下伊那	木下 岳	0265-33-4686	080-2061-5100 (トコト・災害時優先) 090-1433-0346	haniyaku@docomo.ne.jp (災害時優先) kinoshita2002@ezweb.ne.jp	t_kinoshita@kzf.biglobe.ne.jp

※個人情報を含んでおりますので、取り扱いには十分ご注意願います。

# ◆長野県薬剤師会職員緊急連絡網◆2019

(緊急連絡網1-4)



## 長野県地域薬剤師会会長名簿

(令和元年度)

薬剤師会名	会 長	〒	住所（上…個人 下…事務所）	T E L	F A X
長 野 市	原 澄	381-0043	長野市吉田1-29-20 吉田薬業(株)	026-244-9696	026-244-8960
		380-0918	長野市アークス13-11	026-227-3222	026-227-3806
北 信	関 正雄	381-0401	下高井郡山ノ内町平穏3169 コトブキヤ薬局	0269-33-2254	0269-33-2668
更 埴	西巻 真一	381-2233	長野市川中島町上氷鉋852-1 西巻薬局	026-286-2058	026-286-2058
上 田	飯島 康典	386-0011	上田市中央北2-2-17 イイジマ薬局	0268-27-6688	0268-27-6488
		386-0016	上田市国分道場994-1	0268-22-6130	0268-22-6809
小諸北佐久	小松富美男	384-0084	小諸市大字耳取988-9 美里薬局	0267-24-0032	0267-26-0012
		384-0011	小諸市赤坂1-12-6	0267-25-2002	0267-25-4198
佐 久	大森 健	385-0012	佐久市根々井921-5 大森薬局	0267-66-0035	0267-66-0053
		385-0052	佐久市原399-29	0267-62-8805	0267-63-5635
松 本	本保 武俊	390-0851	松本市大字島内3427-123 りんご薬局	0263-40-0038	0263-40-0038
		390-0814	松本市本庄2-4-1	0263-39-2557	0263-35-9393
木 曾	小林 泰彦	399-5603	木曾郡上松町駅前通り2-24 小林薬局	0264-52-2108	0264-52-4112
大 北	西村 彦一	398-0002	大町市大町3115-7 れんげ薬局	0261-22-0125	0261-21-3308
安 曇 野	横林 和彦	399-7102	安曇野市明科中川手6814-23 (有)横林薬局	0263-62-2005	0263-62-6138
		399-8205	安曇野市豊科4270-3 Jビル2階	0263-73-1189	0263-73-1192
岡 谷	永田千枝子	393-0051	諏訪郡下諏訪町大社通り5521 （有）永田薬局	0266-27-8123	0266-27-8108
諏 訪	古屋 真一	399-0214	諏訪郡富士見町落合一の沢10061-1 ミツワ西友薬局	0266-62-7586	0266-62-7272
		391-0001	茅野市ちの3502-1 ベルビア1F	0266-78-8930	0266-78-8934
上 伊 那	有賀 直実	396-0025	伊那市荒井3499 小池薬局	0265-72-1311	0265-73-9811
		396-0009	伊那市日影9	0265-72-5858	0265-73-7321
飯田下伊那	熊谷 均	399-3103	下伊那郡高森町下市田2964 つばさ薬局	0265-35-9040	0265-35-9039
		395-0045	飯田市知久町4-1210-1	0265-23-5100	0265-23-5102

※個人情報を含んでおりますので、取り扱いには十分ご注意願います。

## 【長野県薬剤師会事務局】

〒390-0802

松本市旭2-10-15

長野県薬剤師会医薬品総合研究センター内

TEL: 0263-34-5511

FAX: 0263-34-0075

## ◆長野県医師会・郡市医師会名簿◆

(令和元年度)

医師会名	会 長	〒	事務所所在地	T E L
佐 久	岡田 稔	385-0052	佐久市原569-7	0267-62-0442
小 県	丸山 和敏	386-0018	上田市常田2-1-10	0268-24-1022
諏 訪 郡	細田 源浩	392-0017	諏訪市城南1-2623-1	0266-52-1044
上 伊 那	前澤 毅	396-0014	伊那市狐島4176	0265-72-2856
飯 田	原 政博	395-0056	飯田市大通1-29	0265-22-1800
木 曾	奥原 佐	397-0001	木曾郡木曾町福島児野川原6460-3 木曾三師会館2F	0264-22-3187
塩 筑	清水 忠博	390-0815	松本市深志1-4-8	0263-32-6739
安曇野市	武井 学	399-8205	安曇野市豊科4111-1	0263-72-2347
大 北	横沢 伸	398-0002	大町市大町4764	0261-22-1645
更 級	三井 慎一	381-2223	長野市里島62	026-292-2371
千 曲	安里 進	387-0012	千曲市桜堂570-1	026-272-3011
須 高	鶴田 崇	382-0091	須坂市大字須坂1391	026-245-1979
中 高	鈴木 章彦	383-0025	中野市三好町1-2-34	0269-26-2337
上 水 内	丸山 弘之	380-0928	長野市若里7-1-5	026-227-0948
飯 水	高橋 智子	389-2254	飯山市南町16-16	0269-62-2012
長 野 市	宮澤 政彦	380-0928	長野市若里7-1-5	026-226-5850
松 本 市	杉山 敦	390-0875	松本市城西2-2-7	0263-32-1631
上 田 市	池田 正憲	386-0012	上田市中央2-22-10	0268-22-0655
岡 谷 市	今井 智彦	394-0027	岡谷市中央町2-5-22	0266-22-3870
諏 訪 市	小松 郁俊	392-0027	諏訪市湖岸通り5-12-5	0266-52-0632
小諸北佐久	坂口宇多彦	384-0025	小諸市相生町3-3-1	0267-22-0160

## 【長野県医師会事務局】

〒380-8571 長野市大字三輪1316番地9 長野県医師会館

TEL: 026-219-3600 FAX: 026-235-6120

## ◆長野県歯科医師会・郡市歯科医師会名簿◆

(平成30年度)

歯科医師会名	会 長	〒	事務所所在地	T E L
長 野 市	澤口 通洋	380-0901	長野市鶴賀居町1744 セントラル・コア2F	026-226-0576
上水内郡	大内 源之	389-1206	長野市信州新町新町205 大内歯科医院内	026-262-2118
飯 水	横田 純	389-2253	飯山市大字飯山245-3 横田歯科医院内	0269-62-2636
須 高	浅沼 澄夫	382-0047	須坂市大字幸高字苅屋283-1 浅沼歯科医院内	026-246-5353
中 高	宮本 喜高	383-0021	中野市西1-1-7	0269-23-1484
更 級	山岸 光男	381-2223	長野市里島62	026-293-0899
埴 科	前山 安彦	387-0013	千曲市小島3145-2 市川ビル北1F	026-273-2170
上田小県	下村 定資	386-0014	上田市材木町1-3-6	0268-22-2160
北 佐 久	山口 康弘	384-0809	小諸市滋野甲字中宿915-4 山口歯科医院西小諸診療所内	0267-24-8148
佐 久	高見澤一伸	385-0035	佐久市瀬戸1209-1	0267-62-8815
松 本 市	大久保達人	390-0815	松本市深志2-3-21	0263-33-2354
木 曾 郡	児野 正明	397-0302	木曾郡木曾町開田高原西野621-1 開田高原歯科診療所内	0264-42-3200
塩 筑	渡辺 善也	399-0736	塩尻市大門一番町12-2 塩尻市市民交流センター(えんぱーく)5F	0263-88-7006
安曇野市	佐野 文秀	399-8205	安曇野市豊科4960-1 長野県安曇野庁舎3階	0263-71-6480
大 北	高橋 京子	398-0002	大町市大町1477-8 佐藤歯科医院内	0261-23-3211
飯田・下伊那	澁坂 崇	395-0017	飯田市東新町2-23	0265-22-1348
上 伊 那	平出 吉範	396-0026	伊那市西町4922-2	0265-72-3834
岡谷下諏訪	浦野 順	394-0029	岡谷市幸町4-10	0266-23-8320
諏 訪 市	小口 理	392-0027	諏訪市湖岸通り4-9-9 マンション諏訪湖1F	0266-58-5550
茅野市・諏訪郡	今井 俊彦	391-0005	茅野市仲町9-8 マンションサンフラワーヒノ5-A号	0266-72-9034

## 【長野県歯科医師会事務局】

〒380-8583 長野市稲葉2141 長野県歯科医師会館

TEL: 026-222-8020 FAX :026-222-3060

## ◆会営薬局・事業協同組合立薬局一覧◆

法人名	薬局名	〒	所在地	電話	代表者名	
(一社)長野市薬剤師会	(一社)長野市薬剤師会医薬分業推進 支援センター長野薬局	381-0006	長野市富竹字宮田1406-6	026-295-9311	会 長	原 澄
中高保険薬局事業協同組合	中高保険薬局事業協同組合分業 支援センター中高薬局	383-0021	中野市西1丁目1684-1	0269-26-1255	代表理事	高野 秀樹
更埴保険薬局事業協同組合	あんず薬局	387-0012	千曲市桜堂362-2	026-272-8200	代表理事	小岩 文雄
(一社)上田薬剤師会	上田薬剤師会会営薬局	386-0016	上田市国分994-1	0268-24-6655	会 長	飯島 康典
小北保険薬局事業協同組合	こもろ薬局	384-0011	小諸市赤坂1-12-6	0267-25-2002	理 事 長	土屋 拓司
(一社)松本薬剤師会	(一社)松本薬剤師会会営村井薬局	399-0036	松本市村井町南4丁目2番10号	0263-58-1202	会 長	本保 武俊
松本保険薬局事業協同組合	ほんじょう薬局	390-0814	松本市本庄2-4-1 フォーラム本庄	0263-39-2555	理 事 長	佐藤 祐一
(一社)長野県薬剤師会	長野県薬剤師会会営薬局	390-0802	松本市旭2-11-20	0263-32-3663	会 長	日野 寛明
木曾保険薬局事業協同組合	木曾薬剤師会薬局	397-0001	木曾郡木曾町福島6460-3	0264-23-3633	理 事 長	眞岡 俊行
大北保険薬局事業協同組合	れんげ薬局	398-0002	大町市大町3115-7	0261-22-0125	代表理事	矢口 澄江
岡谷保険薬局事業協同組合	やまびこ薬局	394-0028	岡谷市本町4-11-36	0266-21-2144	代表理事	小口 裕史
(一社)上伊那薬剤師会	会営いな薬局	396-0022	伊那市御園1262-1	0265-74-8989	会 長	有賀 直実
(一社)飯田下伊那薬剤師会	飯田下伊那薬剤師会会営薬局	395-0045	飯田市知久町4-1206	0265-53-5200	会 長	熊谷 均
(一社)飯田下伊那薬剤師会	飯田下伊那薬剤師会会営やまなみ薬局	395-0804	飯田市鼎名古熊2639-8	0265-23-0051	会 長	熊谷 均

一般社団法人薬剤師会会営薬局 5地域 6薬局 (県薬会営除く)  
 保険薬局事業協立薬局 7地域 7薬局

## ◆長野県薬業協会◆

加盟団体名	団体長		郵便番号	事務所所在地	電話
(一社)長野県薬剤師会	会長	日野 寛明	390-0802	松本市旭2-10-15 長野県薬剤師会医薬品総合研究センター内	0263-34-5511
長野県製薬協会	会長	神澤 陸雄	380-0918	長野市アークス13番11号 長野市薬剤師会館内	026-217-0892
長野県医薬品卸協同組合	理事長	岡野 昌彦	390-0811	松本市中央4-9-63 松本薬業会館内	0263-36-7616
長野県医薬品配置協議会	会長	折田 忠	381-1226	長野市松代温泉46	026-477-2174
長野県医療機器販売業協会	会長	上條 栄規	390-0811	松本市中央1-4-7 (株)上條器械店内	0263-58-1711
大東京歯科用品商協同組合長野県支部	支部長	滝沢 秀一	386-0014	上田市材木町1-20-4 (株)滝沢歯科器械店内	0268-27-3351
長野県薬草生産振興組合	組合長	牧 幸男	388-8006	長野市篠ノ井御幣川879-2 長野県生薬(株)内	026-293-6671

## 【長野県薬業協会事務局】

〒390-0802 松本市旭2-10-15 長野県薬剤師会 医薬品総合研究センター  
長野県薬剤師会内  
TEL : 0263-34-5511 FAX : 0263-34-0075

## ◆都道府県薬剤師会所在地一覧◆

県名	〒	住 所	TEL	FAX
北海道薬剤師会	062-8631	札幌市豊平区平岸1条8-5-12 北海道薬事会館内	011-811-0184	011-831-2412
青森県薬剤師会	030-0961	青森市浪打1-16-17 青森県薬剤師会館	017-742-8821	017-743-4452
岩手県薬剤師会	020-0876	盛岡市馬場町3-12 岩手県薬剤師会館	019-622-2467	019-653-2273
宮城県薬剤師会	989-3126	仙台市青葉区落合2-15-26 宮城県薬剤師会館	022-391-1180	022-391-6640
秋田県薬剤師会	010-0874	秋田市千秋久保田町6-6 秋田県総合保健センター3F	018-833-2334	018-835-2576
山形県薬剤師会	990-2411	山形市前田町17-15 山形県薬剤師会館	023-622-3484	023-632-5196
福島県薬剤師会	960-8157	福島市蓬萊町2-2-2 福島県薬剤師会館	024-549-2198	024-549-2209
茨城県薬剤師会	310-0852	水戸市笠原町978-47 茨城県薬剤師会館	029-306-8934	026-306-8040
栃木県薬剤師会	321-0165	宇都宮市緑5-1-5 栃木県薬剤師会館	028-658-9877	028-658-9847
群馬県薬剤師会	371-0013	前橋市西片貝町5-18-36 群馬県薬剤師会館	027-223-7736	027-223-5308
埼玉県薬剤師会	330-0062	さいたま市浦和区仲町3-5-1 埼玉県県民健康センター4F	048-827-0060	048-827-0063
千葉県薬剤師会	260-0026	千葉市中央区問屋町9-2	043-242-3801	043-248-0646
東京都薬剤師会	101-0054	千代田区神田錦町1-21 東京都薬剤師会館	03-3294-0271	03-3294-7359
神奈川県薬剤師会	235-0007	横浜市磯子区西町14-11 神奈川県総合薬事保健センター	045-761-3241	045-751-4460
新潟県薬剤師会	950-0941	新潟市中央区女池1-3-16 新潟県薬剤師会館	025-281-7730	025-281-7735
富山県薬剤師会	930-0018	富山市千歳町1-4-1 富山県薬業会館内	076-432-2577	076-442-3308
石川県薬剤師会	920-0032	金沢市広岡町イ25-10 石川県薬事センター	076-231-6634	076-223-1520
福井県薬剤師会	910-0026	福井市光陽4-11-22 福井県薬剤師会館	0776-26-1453	0776-27-4077
山梨県薬剤師会	400-0027	甲府市富士見1-2-4 山梨県薬剤師会館	0552-54-3400	0552-54-3401
長野県薬剤師会	390-0802	松本市旭2-10-15 医薬品総合研究センター	0263-34-5511	0263-34-0075
岐阜県薬剤師会	500-8146	岐阜市九重町4-5 岐阜県薬剤師会館	058-260-8800	058-240-0500
静岡県薬剤師会	422-8063	静岡市駿河区馬淵2-16-32 静岡県薬剤師会館	054-203-2023	054-203-2028
愛知県薬剤師会	460-0002	名古屋市中区丸の内3-4-2 愛知県薬剤師会館	052-953-4555	052-953-4556
三重県薬剤師会	514-0002	津市島崎町312-1 三重県薬学総合センター	059-228-5995	059-225-4728
滋賀県薬剤師会	525-0072	草津市笠山7-4-52 滋賀県薬学総合センター	077-565-3535	077-563-9033
京都府薬剤師会	605-0863	京都市東山区東大路通五条上ル梅林町563 京都府薬剤師会館	075-551-0376	075-525-1650
大阪府薬剤師会	540-0019	大阪市中央区和泉町1-3-8 大阪府薬剤師会館	06-6947-5481	06-6947-5480
兵庫県薬剤師会	650-0011	神戸市中央区下山手通6-4-3 兵庫県薬剤師会館	078-341-7585	078-341-7113
奈良県薬剤師会	634-0063	橿原市久米町926 奈良県薬業会館内	0744-22-8413	0744-22-2739
和歌山県薬剤師会	640-8249	和歌山市雑賀屋町19 和歌山県薬剤師会館	0734-22-4748	0734-28-1143
鳥取県薬剤師会	680-0841	鳥取市吉方温泉3-751 鳥取県薬学総合センター	0857-27-6161	0857-27-5084
島根県薬剤師会	690-0886	松江市千鳥町8 島根県薬剤師会館	0852-25-0900	0852-26-5358
岡山県薬剤師会	700-0822	岡山市北区表町1-3-50 岡山県薬業会館	086-222-5424	086-225-2645
広島県薬剤師会	732-0057	広島市東区二葉の里3-2-1 広島県薬剤師会館	082-262-8931	082-567-6066
山口県薬剤師会	753-0814	山口市吉敷下東3-1-1 山口県総合保健会館4F	083-922-1716	083-924-7704
徳島県薬剤師会	770-8532	徳島市中洲町1-58 徳島県薬学会館	088-655-1100	088-655-6991
香川県薬剤師会	760-0006	高松市亀岡町9-20 香川県薬学会館	087-831-3093	087-831-0070
愛媛県薬剤師会	790-0003	松山市三番町7-6-9 愛媛県薬剤師会館	089-941-4165	089-921-5353
高知県薬剤師会	780-0850	高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター2F	088-873-6429	088-822-8734
福岡県薬剤師会	812-0018	福岡市博多区住吉2-20-15 福岡県薬剤師会館	092-271-3791	092-281-4104
佐賀県薬剤師会	840-0027	佐賀市本庄町大字本庄1269-1 佐賀県薬剤師会館	0952-23-8931	0952-23-8941
長崎県薬剤師会	852-8104	長崎市茂里町3-18 長崎県薬剤師会館	095-847-2600	095-848-6160
熊本県薬剤師会	860-0832	熊本市中央区萩原町10-6 熊本県薬剤師会館	096-370-5800	096-370-5888
大分県薬剤師会	870-0855	大分市大字豊饒字光屋441-1 大分県薬剤師会館	097-544-4405	097-544-1051
宮崎県薬剤師会	880-0813	宮崎市丸島町2-5 宮崎県薬剤師会館	0985-26-7755	0985-25-8069
鹿児島県薬剤師会	890-8589	鹿児島市与次郎2-8-15 鹿児島県薬剤師会館	099-257-8288	099-254-6129
沖縄県薬剤師会	901-1105	島尻郡南風原町字新川218-10 沖縄県薬剤師会館	098-963-8930	098-963-8932
日本薬剤師会	160-8389	東京都新宿区四谷三丁目3-1 四谷安田ビル 7F	03-3353-1170	03-3353-6270

◆長野県内血液供給事業所◆

事業所名	〒	住所	電話
長野県赤十字血液センター	381-2214	長野市稲里町田牧1288-1	026-214-8070
長野県赤十字血液センター松本供給出張所	390-0802	松本市旭2-11-30	0263-36-1211
長野県赤十字血液センター諏訪出張所	392-0007	諏訪市清水3-3840-1	0266-53-7211

【 日本赤十字社長野県支部 】 〒380-0836 長野市南県町1074

T E L :026-226-2073 F A X :026-223-4181

## ◆長野県災害用医薬品等備蓄箇所一覧(卸)◆

地区	会社名	〒	住所	電話	備考
佐久	鍋林(株)東信営業所	384-0044	小諸市大字西原字金山646番10号	0267-25-8131	
上小	(株)メディセオ上田支店	386-0041	上田市大字秋和262	0268-22-3510	
諏訪	岡野薬品(株)諏訪営業所	393-0000	諏訪郡下諏訪町上赤砂4353-2	0266-28-4151	
	鍋林(株)岡谷営業所	394-0085	岡谷市長地小菰1-13-11	0266-27-1277	
上伊那	岡野薬品(株)伊那営業所	399-4511	上伊那郡南箕輪村大畑6552-1	0265-72-5271	
	(株)メディセオ伊那支店	399-4511	上伊那郡南箕輪村9003-1	0265-72-6155	
飯伊	(株)メディセオ飯田支店	395-0152	飯田市育良町2-24-1	0265-25-2625	
	鍋林(株)飯田営業所	395-0154	飯田市下殿岡263-1	0265-25-1600	
木曾	(株)スズケン塩尻支店	399-0716	塩尻市棧敷212	0263-54-3311	
松本 大北	岡野薬品(株)庄内物流センター	390-0828	松本市庄内2-6-27	0263-33-3330	
	鍋林(株)	390-8722	松本市双葉8-10	0263-27-6555	
長野 北信	アルフレッサ(株)長野支店	381-2217	長野市稲里町中央4-4-12	026-283-6611	
	東邦薬品(株)長野営業所	381-2224	長野市川中島町原521-13	026-292-7755	

## ◆長野県災害拠点病院一覧◆

## 1. 地域災害医療センター

医療圏名	病院名	開設者	病床数	所在地	電話
佐久	長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院佐久医療センター	長野県厚生連	309	佐久市中込3400番地28	0267-62-8181
上小	独立行政法人国立病院機構信州上田医療センター	独立行政法人 国立病院機構	420	上田市緑が丘1-27-21	0268-22-1890
諏訪	諏訪赤十字病院	日赤長野県支部	455	諏訪市湖岸通り5-11-50	0266-52-6111
上伊那	伊那中央病院	伊那中央行政組合	394	伊那市小四郎久保1313-1	0265-72-3121
飯伊	飯田市立病院	飯田市	423	飯田市八幡町438	0265-21-1255
木曾	長野県立木曾病院	独立行政法人 長野県立病院機構	239	木曾郡木曾町福島6613-4	0264-22-2703
松本	信州大学医学部附属病院	国立大学法人 信州大学	717	松本市旭3-1-1	0263-35-4600
大北	市立大町総合病院	大町市	199	大町市大町3130	0261-22-0415
長野	長野赤十字病院	日赤長野県支部	680	長野市若里5-22-1	026-226-4131
北信	長野県厚生農業協同組合連合会北信総合病院	長野県厚生連	419	中野市西1-5-63	0269-22-2151

## 2. 基幹災害医療センター

病院名	開設者	病床数	所在地	電話
長野赤十字病院	日赤長野県支部	680	長野市若里5-22-1	026-226-4131

(注) 長野医療圏の地域災害医療センターを兼ねる。

## ◆長野県内主要医薬品卸事業所一覧◆

【長野県医薬品卸協同組合事務局】〒390-0811 松本中央4-9-63 松本薬業会館内

TEL: 0263-36-7616 FAX: 0263-36-7616

会社名	〒	住所	電話	FAX	
アルフレッサ(株)	長野・山梨営業部	390-0842	松本市征矢野1-8-10	0263-26-3994	0263-26-3902
	長野支店	381-2217	長野市稲里町中央4-4-12	026-283-6611	026-284-8066
	東信支店	384-0044	小諸市西原金山646-12	0267-24-5221	0267-24-5220
	松本支店	390-0842	松本市征矢野1-8-10	0263-26-3993	0263-26-7164
	諏訪支店	393-0076	諏訪郡下諏訪町矢木西139-1	0266-28-8115	0266-28-6279
	飯田支店	395-0002	飯田市上郷飯沼1827-5	0265-23-3311	0265-23-5134
岡野薬品(株)	本社	390-8501	松本市本庄1-5-14	0263-33-3330	0263-34-8331
	松本営業所	390-8501	松本市本庄1-5-14	0263-33-3330	0263-33-4292
	長野営業所	381-2246	長野市丹波島1-712	026-285-3311	026-285-3318
	上田営業所	386-0155	上田市蒼久保五反田1049-10	0268-35-1933	0268-35-1931
	佐久営業所	385-0014	佐久市三河田489-1	0267-68-6131	0267-68-6180
	諏訪営業所	393-0047	諏訪郡下諏訪町上赤砂4353-2	0266-28-4151	0266-28-7509
	伊那営業所	399-4511	上伊那郡南箕輪村大畑6552-1	0265-72-5271	0265-78-2528
	飯田営業所	395-0003	飯田市上郷別府3322-12	0265-22-2568	0265-24-2373
(株)スズケン	長野営業部	399-0716	塩尻市棧敷212	0263-54-3311	0263-52-9147
	塩尻支店	399-0716	塩尻市棧敷212	0263-54-3311	0263-54-6247
	長野支店	380-0913	長野市川合新村西1000	026-221-3021	026-221-3026
	上田支店	386-0017	上田市踏入2-16-49	0268-24-2311	0268-24-2507
	飯田支店	395-0154	飯田市下殿岡158-1	0265-25-3536	0265-25-8331
東邦薬品(株)	長野営業部	399-0702	塩尻市広丘野村1986	0263-53-3308	0263-53-3366
	松本営業所	399-0702	塩尻市広丘野村1986	0263-53-3388	0263-53-3366
	長野営業所	381-2224	長野市川中島町原521-13	026-292-7755	026-293-9005
	上田営業所	386-0005	上田市古里713	0268-27-1214	0268-25-1741
	佐久営業所	384-0301	佐久市白田2171-1	0267-82-6156	0267-82-6014
	南信営業所	399-4117	駒ヶ根市赤穂3259-107	0265-81-6656	0265-81-6658
中北薬品(株)	長野支店	390-0036	松本市村井町南2丁目10-39	0263-86-3900	0263-86-3902
鍋林(株)	本社	390-8722	松本市双葉8-10	0263-27-6555	0263-25-2057
	長野営業所	380-0918	長野市アークス1-14	026-224-5204	026-226-1244
	東信営業所	384-0044	小諸市大字西原字金山646-10	0267-25-8131	0267-25-8141
	松本営業所	390-8722	松本市双葉8-10	0263-27-6501	0263-27-6500
	岡谷営業所	394-0011	岡谷市長地小萩1-13-11	0266-27-1172	0266-28-6064
	伊那営業所	399-4511	上伊那郡南箕輪村9033	0265-72-5248	0265-78-7029
	飯田営業所	395-0154	飯田市下殿岡263-1	0265-25-1600	0265-25-1644
(株)メディセオ	長野支店	380-8610	長野市大字稲葉917	026-221-1300	026-221-5056
	上田支店	386-0041	上田市秋和262	0268-22-3510	0268-24-2949
	松本支店	399-0033	松本市大字笹賀7600-55	0263-86-7400	0263-86-7415
	伊那支店	399-4511	上伊那郡南箕輪村9003-1	0265-72-6155	0265-76-2134
	飯田支店	395-0152	飯田市育良町2-24-1	0265-25-2625	0265-25-5519

## ◆関係官公庁団体一覧◆

名 称	所 在 地	TEL・FAX
長野県庁	長野市南長野幅下692-2	TEL：026-232-0111
佐久保健福祉事務所	佐久市跡部65-1 佐久合同庁舎	TEL：0267-63-3111 FAX：0267-63-3221
上田保健福祉事務所	上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎	TEL：0268-23-1260 FAX：0268-23-1973
諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川1-1644-10 諏訪合同庁舎	TEL：0266-57-2925 FAX：0266-57-2953
伊那保健福祉事務所	伊那市荒井3497 伊那合同庁舎	TEL：0265-78-2111 FAX：0265-76-7033
飯田保健福祉事務所	飯田市追手町2-678 飯田合同庁舎	TEL：0265-23-1111 FAX：0265-53-0469
飯田保健福祉事務所 阿南支所	下伊那郡阿南町北条2009-1	TEL：0260-22-2206 FAX：0260-22-2697
木曾保健福祉事務所	木曾郡木曾町福島2757-1 木曾合同庁舎	TEL：0264-24-2211 FAX：0264-24-2276
松本保健福祉事務所	松本市大字島立1020 松本合同庁舎	TEL：0263-47-7800 FAX：0263-47-9293
大町保健福祉事務所	大町市大町1058-2 大町合同庁舎	TEL：0261-22-5111 FAX：0261-23-2266
長野保健福祉事務所	長野市中御所岡田98-1	TEL：026-223-2131 FAX：026-223-7669
北信保健福祉事務所	飯山市大字静間1340-1	TEL：0269-62-3105 FAX：0269-62-6036
長野市保健所	長野市若里6-6-1	TEL：026-226-9941 FAX：026-226-9981
長野県医師会	長野市大字三輪1316-9	TEL：026-219-3600 FAX：026-235-6120
長野県歯科医師会	長野市稲葉2141	TEL：026-222-8020 FAX：026-222-3060
長野県看護協会	松本市旭2-11-34	TEL：0263-35-0421 FAX：0263-34-0311
長野県赤十字血液センター	長野市稲里町田牧1288-1	TEL：026-214-8070 FAX：026-214-8299
長野県赤十字血液センター 松本供給出張所	松本市旭2-11-30	TEL：0263-33-0550 FAX：0263-39-2580
長野県赤十字血液センター 諏訪出張所	諏訪市清水3-3840-1	TEL：0266-53-7211 FAX：0266-57-1090

## ◆長野県内 警察署一覧◆

警 察 署	所 在 地	TEL
長野中央警察署	長野市三輪一丁目6番15号	026-244-0110
飯山警察署	飯山市南町6番地1	0269-62-0110
中野警察署	中野市中央三丁目5番7号	0269-26-0110
須坂警察署	須坂市大字須坂1725番地1	026-246-0110
長野南警察署	長野市篠ノ井小森551番地	026-292-0110
千曲警察署	千曲市大字粟佐1548番地1	026-272-0110
上田警察署	上田市天神3丁目15-74	0268-22-0110
小諸警察署	小諸市八幡町三丁目3番9号	0267-22-0110
佐久警察署	佐久市岩村田1156-2	0267-68-0110
軽井沢警察署	北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1323番地485	0267-42-0110
茅野警察署	茅野市本町西9番39号	0266-82-0110
諏訪警察署	諏訪市湖岸通り一丁目13番32号	0266-57-0110
岡谷警察署	岡谷市神明町三丁目14番31号	0266-23-0110
伊那警察署	伊那市中央4680番地	0265-72-0110
駒ヶ根警察署	駒ヶ根市上穂南8番1号	0265-83-0110
飯田警察署	飯田市小伝馬町一丁目3541番地2	0265-22-0110
阿南警察署	下伊那郡泰阜村8447番地3	0260-25-0110
木曾警察署	木曾郡木曾町新開2324番地1	0264-22-0110
塩尻警察署	塩尻市大字宗賀73番地305	0263-54-0110
松本警察署	松本市渚三丁目11番8号	0263-25-0110
安曇野警察署	安曇野市豊科5704番地2	0263-72-0110
大町警察署	大町市大町2895番地	0261-22-0110

## ◆長野県消防本部一覧◆

名 称	所 在 地	TEL・FAX
長野市消防局	長野市大字鶴賀1730-2	TEL : 026-227-8000 FAX : 026-226-8461
松本広域消防局	松本市渚1-7-12	TEL : 0263-25-0119 FAX : 0263-25-3987
佐久広域連合消防本部	佐久市中込2947	TEL : 0267-64-0119 FAX : 0267-62-7745
飯田広域消防本部	飯田市東栄町3345	TEL : 0265-23-0119 FAX : 0265-23-6007
諏訪広域消防本部	岡谷市加茂町1-2-6	TEL : 0266-21-1190 FAX : 0266-21-2119
上田地域広域連合消防本部	上田市大手2-7-16	TEL : 0268-26-0119 FAX : 0268-23-6901
上伊那広域消防本部	伊那市荒井4606-1	TEL : 0265-72-0119 FAX : 0265-72-0712
岳南広域消防本部	中野市大字江部1324-2	TEL : 0269-38-0911 FAX : 0269-22-5991
須坂市消防本部	須坂市大字小山1306	TEL : 026-245-0119 FAX : 026-248-4460
千曲坂城消防本部	千曲市大字磯部1221	TEL : 026-276-0119 FAX : 026-276-9119
北アルプス広域消防本部	大町市大町4724-1	TEL : 0261-22-0688 FAX : 0261-21-3310
伊南行政組合消防本部	駒ヶ根市飯坂1-12-7	TEL : 0265-81-0119 FAX : 0265-83-5240
岳北消防本部	飯山市大字飯山3690-1	TEL : 0269-62-0119 FAX : 0269-62-3347
木曾広域消防本部	木曾郡木曾町福島3737	TEL : 0264-24-3119 FAX : 0264-24-2929

## ◆災害時の緊急連絡先一覧◆

(鉄道・バス・航空・通信・電気・ガス・気象等)

情報	機関	機関名	TEL	
交通情報	鉄道	JR東日本	050-2016-1600 (6:00~24:00)	
		JR東海	050-3772-3910 (6:00~24:00)	
		JR西日本 糸魚川駅	025-552-0726	
		しなの鉄道 戸倉駅	026-275-0051	
		〃 上田駅	0268-22-1400	
		〃 小諸駅	0267-22-0141	
		〃 豊野駅	026-257-2034	
		〃 本社代表	0268-21-4700	
		長野電鉄 本社代表	026-232-8121	
		〃 夜間・休日(須坂駅)	026-245-0317	
		上田交通(株) 本社代表	0268-22-3330	
		アルピコ交通 本社代表	0263-26-7000	
		バス	千曲バス(株)	0267-62-0081
	上田バス(株)		0268-34-6602	
	長電バス(株)		026-295-8008	
	アルピコ交通 本社代表		0263-26-7000	
	伊那バス(株)		0265-72-5111	
	信南交通(株)		0265-22-1801	
	おんたけ交通		0264-22-2444	
	JRバス関東(株) 中央道支店		0265-73-7171	
航空	信州松本空港(松本空港ターミナルビル(株))	0263-57-8818		
ライフライン	通信	東日本電信電話(株)長野支店	026-225-4404	
		KDDI(株)ソリューション長野支店	026-223-0077	
		(株)ドコモCS長野支店	026-291-7100	
	電気	中部電力(株)	各営業所	
		ガス	帝石パイプライン(株)長野支所	026-292-9714
			上田ガス(株)	0268-22-0454
			大町ガス(株)	0261-22-3111
			長野都市ガス(株)	各支社・出張所
			松本ガス(株)	0263-25-6060
			諏訪瓦斯(株)	0266-52-2511
			信州ガス(株)	0265-22-3808
気象情報	気象	長野地方気象台 <a href="http://www.jma-net.go.jp/nagano/">http://www.jma-net.go.jp/nagano/</a>	026-232-2738	
【国土交通省】防災情報提供センター <a href="http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/">http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/</a>				











## 地域薬剤師会医薬品等備蓄リスト

地域薬剤師会名		報告者		報告日	
---------	--	-----	--	-----	--

	品名	規格単位	備蓄量	有効期限	会社名・その他
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

## 地域薬剤師会災害時救援活動対策チェックリスト

地域薬剤師会名		報告者		報告日	
---------	--	-----	--	-----	--

\*チェック欄は○×で記入して下さい。

	項 目	チェック欄	備考
1	地域薬剤師会対策本部長の任命		
2	地域薬剤師会対策本部の編成		
3	災害時における地域薬剤師会内指揮命令系統図の作成		
4	災害時における地域薬剤師会内緊急連絡網の整備		
5	災害時における県薬など地域薬剤師会外との緊急連絡網の整備		
6	災害時における情報収集方法の確立・手段の整備		
7	派遣薬剤師班の編成及び各班長の選任		
8	薬剤師班派遣手順の作成		
9	派遣薬剤師班の受け入れ体制		
10	災害用地域医薬品等の備蓄		
11	災害用地域医薬品等備蓄リストの作成		
12	有効期限など災害用地域医薬品等備蓄内容のチェック		
13	被災地における医療救援活動内容の周知・確認		
14	派遣する地域薬剤師会として準備すべき携行品の確認		
15	地域の防災訓練等への参加		
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

## 長野県災害用医薬品備蓄品目リスト

(備蓄場所1箇所あたり)

分類	薬効	一般名 (同等品可)	規格・単位 (同等品可)	1箇所あたり 最低備蓄量
内服薬	睡眠導入剤	ゾルピデム酒石酸塩	5mg錠	800
	解熱鎮痛剤	アセトアミノフェン	200mg錠	3,500
		ロキソプロフェンナトリウム	60mg錠	5,000
	抗不安剤	ジアゼパム	2mg錠	400
	消化器用剤(鎮痙剤)	ブチルスコポラミン臭化物	10mg錠	200
	消化器用剤(PPI)	オメプラゾール	10mg錠	100
	消化器用剤(制吐剤)	ドンペリドン	10mg錠(OD可)	200
	消化器用剤(止瀉剤)	ロペラミド塩酸塩	1mgカプセル	300
	消化器用剤(下剤)	酸化マグネシウム	330mg錠	400
	抗菌剤、抗生物質	レボフロキサシン	500mg錠	900
		アモキシシリン	250mgカプセル又は錠	600
		セフカペンピボキシル塩酸塩	100mg錠	1,000
	抗ウィルス剤	オセルタミビルリン酸塩	75mgカプセル	800
	循環器用剤(降圧剤)	アムロジピン	5mg錠	1,000
	冠血管拡張剤	ニトログリセリン	0.3mg舌下錠	200
	抗ヒスタミン剤	ロラタジン	10mg錠	1,000
	ホルモン剤	プレドニゾロン	5mg錠	150
	糖尿病用剤	シタグリプチン	25mg錠	400
抗パーキンソン剤	レボドパ/カルビドパ	100mg/10mg配合錠	100	
注射薬	局所麻酔剤	キシロカイン塩酸塩	1% 10mL シリンジ	70
	交感神経刺激剤	エピネフリン	1mg	100
	利尿剤	フロセミド	20mg	20
	副腎皮質ホルモン剤	デキサメタゾン	1.65mg	50
	消化器用剤(鎮痙剤)	ブチルスコポラミン臭化物	20mg	40
	抗生物質	セフトリアキソンナトリウム	1g	100
	輸液	低張性電解質液(維持液・3号液)	500mL	200
	生理食塩水	生理食塩水	100mL	200
500mL			100	
外用薬	局所麻酔剤	リドカイン塩酸塩	ゼリー 2% 30mL	10
	抗生物質(外皮用剤)	ゲンタマイシン硫酸塩	軟膏 0.1% 10g	50
	熱傷治療剤	ジメチルイソプロピルアズレン	軟膏 0.033% 500g	5
	消炎鎮痛剤(貼付剤)	ロキソプロフェンナトリウム	貼付剤 100mg	5,000
	消炎鎮痛剤(坐薬)	ジクロフェナクナトリウム	12.5mg	300
		アセトアミノフェン(小児用)	100mg	40
	消毒剤	クロールヘキシジジングルコン酸塩	5% 500mL	10
		エチルアルコール	70% 500mL	40
		塩化ベンザルコニウム等 手指消毒剤	速乾式等 1L	10
		ポピドンヨード	10% 250mL	40
		次亜塩素酸ナトリウム	6% 1.8L	5
	含嗽剤	ポピドンヨード	7% 30mL	50
	合成抗菌剤(点眼剤)	レボフロキサシン	点眼剤1.5% 5mL	30
	洗浄用生理食塩水	生理食塩水	500mL	100
	皮膚保護剤	白色ワセリン	500g	3

## 長野県災害用衛生材料備蓄品目リスト

(備蓄場所1箇所あたり)

品目(同等品可)	規格・単位(同等品可)	1箇所あたり最低備蓄量	
		中信	中信以外
絆創膏 (粘着性伸縮包帯を含む)	巾12~50mm×長さ9m程度	1,050	700
救急絆創膏 (ドレッシング材を含む)	パッド吸収部サイズ4×6cm以下	15,000	10,000
滅菌ガーゼ	30cm×30cm	30	20
	7.5cm×10cm	900	600
カット綿	3~5cm四方 500g	75	50
清浄綿(酒精綿)	エタノール80%又はイソプロパノール70%含浸	12,000	8,000
三角巾	大	75	50
伸縮包帯	巾5~10cm×長さ5m程度	450	300
伸縮ネット包帯	巾10~50mm×長さ20m程度	450	300
プラスチックプリント材	腕用(M) 副木	45	30
	足用(L) 副木	45	30
マスク	サージカルマスク(ひも、耳かけ問わず)	3,000	2,000
ディスポ手袋(滅菌品)	(双) プラスチック、ラテックス又はニトリル	300	200
ディスポ手袋(未滅菌品)	(枚) プラスチック、ラテックス又はニトリル	3,000	2,000
輸液セット	針(21~23G、翼状針・留置針含む)付き、輸液セットと針は別でも可	1,950	1,300
小児用ディスポ針	針(24Gより細いもの、翼状針・留置針含む)	750	500
ディスポーザブル注射器	1mL	1,500	1,000
	10mL	1,500	1,000
	20mL	1,500	1,000
ディスポーザブル注射針	18G	750	500
	22G	1,500	1,000
ディスポーザブル翼状針	21~23G	1,500	1,000
使い捨て舌圧子	滅菌済	450	300
使い捨てピンセット	滅菌済	225	150

年 月 日

会 員 様

〇〇薬剤師会

〇〇震災に伴う被害状況の確認について

本日発生した地震の被害状況を把握するため、お手数ですが下記によりご報告をお願いいたします。なお、情報共有と今後の対応等とするため、〇〇薬剤師会並びに県薬ホームページ BBS への書き込みもお願いいたします。

記

1. 人的被害・安否等 (ケガ等の状況)	
2. 薬局・施設等の被害状況 (破損状況等)	
3. 調剤機器・医薬品等の被害状況	
4. 薬局・施設等の営業状況	
5. その他連絡事項	

〇〇薬剤師会 F A X	— ( ) —
T E L	— ( ) —
緊急携帯番号	— ( ) —
メールアドレス	
〇〇薬剤師会ホームページ	
長野県薬ホームページ	<a href="http://www.naganokenyaku.or.jp/">http://www.naganokenyaku.or.jp/</a>

# 被災・被害状況調査報告書

地域薬剤師会名 \_\_\_\_\_

報告者氏名 \_\_\_\_\_

番号	会員氏名	被災対象住所 (自宅・勤務施設等)	被害状況				その他
			人的被害	建物の破損	調剤機器・医薬品等の被害	薬局・施設等の営業状況	
1							
2							
3							
4							
5							

(様式第1号)

年 月 日		
<b>緊 急 通 行 車 両 確 認 申 出 書</b>		
長野県公安委員会 殿		
氏名 <span style="float: right;">㊟</span>		
番号標に表示されている 番号		
車両の用途（緊急輸送を 行う車両に遭っては、輸 送人員又は品名）		
使用者	住 所  <span style="display: block; text-align: center;">( ) 局 番</span>	
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

## 記 載 例

(様式第1号)

		○年○月○日
緊 急 通 行 車 両 確 認 申 出 書		
長野県公安委員会 殿		
		氏名 長野 薬太郎 ㊞
番号標に表示されている番号	※車検証に記載されている自動車登録番号又は車両番号を記載してください。 松本330 す 8186	
車両の用途（緊急輸送を行う車両に遭っては、輸送人員又は品名）	用 途：医療救援活動（〇〇市立病院薬剤部）のため 輸送人員：3名	
使用者	住 所	松本市旭2-10-15 (0263) 34局 5511番
	氏 名	長野 薬太郎
通 行 日 時	令和○年○月○日（ ）～	
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
	〇〇自動車道〇〇IC～〇〇自動車道～〇〇自動車道～〇〇自動車道～〇〇IC	〇〇県〇〇市 〇〇市立病院
備 考	※車検証の写しを添付して下さい。	

## ◆災害用伝言ダイヤル◆

### ■災害用伝言ダイヤルの伝言登録、再生のできる電話

一般電話、INS ネット、公衆電話、ひかり電話及び、災害時に NTT が避難所などに設置する災害時用公衆電話、携帯電話・PHS

### ■提供開始

地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合、速やかにサービスが提供されます。

### ■登録できる電話番号

被災地の方などの加入電話、ISDN・ひかり電話・携帯電話・PHS・IP 電話の電話番号

### ■伝言録音時間・伝言保存期間・伝言蓄積数

- ・伝言録音時間・・・1 伝言あたり 30 秒以内
- ・伝言保存期間・・・災害用伝言ダイヤル（171）の運用期間終了まで
- ・伝言蓄積数・・・1 電話番号あたり 1～20 伝言

### ■使用方法

ダイヤル **171** ➡ ガイダンス

こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。  
録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルして下さい。

(録音する場合) **1** ➡ ガイダンス      (再生する場合) **2** ➡ ガイダンス

被災地の方はご自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、市外局番からダイヤルして下さい。  
被災地以外の方は連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、市外局番からダイヤルして下さい。

**03-1234-5678** ➡ ガイダンス

電話番号「03-1234-5678」の伝言を録音・再生いたします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」を押して下さい。  
ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。

### ■携帯電話会社の「災害用伝言板サービス」

災害用伝言板サービス		NTT ドコモ	a u	SoftBank	
伝 言 板	設置場所	・iMenu→災害用安否確認→災害用伝言板 ・dメニュー→災害用安否確認→災害用伝言板	au ポータルのトップメニュー	Yahoo!ケータイのトップに常時表示	
	安 否 情 報 の 登 録	被災情報	無事です、被害があります、自宅に居ます、避難所に居ます	「無事です」、「被害があります」、「自宅に居ます」、「避難所に居ます」、「コメント見て」の中から選択	無事です、自宅にいます、被害があります、避難所にいます、移動中です、会社にいます、学校にいます
		コメント入力	全角 100 文字まで		
		保存期間	最大 72 時間	災害伝言板終了時まで	
		登録可能件数	10 件/1 電話番号		
安否情報登録利用地域		災害が発生した地域を管轄しているドコモ各社の営業エリア全域およびその周辺	被災地域を担当している営業エリアおよびその周辺	全国から登録可能	
安否情報確認		全国の FOMA・Xi サービスエリア Wi-Fi (インターネット) 経由のアクセスが可能なエリア	地域制限なく、すべての携帯電話、PHS 番号で検索可能	全国から登録可能	
		NTT ドコモ、au、SoftBank の「災害用伝言板」は相互リンクにより確認サイトで伝言の確認が可能			
		スマートフォンや、パソコンから、 <a href="http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi">http : /dengon.docomo.ne.jp/top.cgi</a>	スマートフォンや、パソコンから、 <a href="http://dengon.ezweb.ne.jp/">http : /dengon.ezweb.ne.jp/</a>	スマートフォンや、パソコンから、 <a href="http://dengon.softbank.ne.jp/">http : /dengon.softbank.ne.jp/</a>	
その他		登録通知メール機能	お知らせメール機能	自動 E メール送信	

### ◆災害時における安否確認◆

- 所属地域・氏名 ⇒ ○○薬剤師会 県薬太郎です。
- 現在地及び現在の日時 ⇒ ○月○日○時○分、○○にいます。
- 身体状況の連絡 ⇒ 怪我等は一切ありません。
- 移動(予定)先の場所 ⇒ 今から、自宅に向かいます。
- 自宅及び勤務先の被害状況 ⇒ 自宅の被害はありません。
- 安否確認の状況 ⇒ 家族との安否確認終了しました。
- 欲しい情報 ⇒
- その他 ⇒

◆災害時の安否確認連絡カード

所属地域薬剤師会 氏 名	地域薬剤師会： 氏 名：
現在地及び現在の日時	現 在 地： 現在の日時：
身体状況	
自宅及び勤務先の被害状況	
安否確認の状況	
欲しい情報	
その他	

## A. 災害時の医療救援計画

**参 考** 長野県との災害時の医療救援についての協定書 (平成14年12月6日締結)

### 『災害時の医療救援についての協定書』

長野県(以下「甲」という。)と社団法人長野県薬剤師会(以下「乙」という。)とは、災害時の医療救援について、次のとおり協定を締結する。

#### (総則)

第1条 この協定書は長野県地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲が行う医療救援に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき市町村が行う医療救援について、本協定に準じ、乙の支部の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

3 乙は、乙の支部に対し、前項に定める市町村の医療救援体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

#### (医療救援計画)

第2条 乙は、医療救援活動の円滑な実施を図るため、医療救援計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救援計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 薬剤師班の編成
- (2) 薬剤師班の活動計画
- (3) 乙の支部関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、医療用具等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

#### (薬剤師班の派遣)

第3条 甲は、防災計画に基づき、次の場合必要に応じて、乙に薬剤師班の派遣を要請するものとする。

- (1) 災害救助法による救助
- (2) (1)以外の災害又は大規模事故等で、市町村からの要請に基づき乙に協力要請する場合

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救援計画に基づき、薬剤師班を派遣するものとする。

#### (薬剤師班に対する指揮)

第4条 医療救援活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する薬剤師班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

#### (薬剤師班の業務)

第5条 乙が派遣する薬剤師班は、甲又は市町村が避難場所及び災害現場等に設置する救護所等において、次の各号に掲げる医療救援活動を行う。

- (1) 傷病者に対する調剤、服薬指導
- (2) 医薬品の仕分け及び管理

#### (薬剤師班の輸送)

第6条 甲は、医療救援活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

#### (医薬品等の供給)

第7条 災害救助法による救助の際、乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

#### (医薬品の保管場所)

第8条 乙は、甲が医薬品等の保管場所を指定する際には、これに協力するものとする。

#### (調剤費)

第9条 災害救助法による救助の際、救護所における調剤費は、無料とする。

#### (訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

#### (費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救援を実施した場合(災害救助法による救助に限る。)に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の派遣に要する経費
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 薬剤師班が医療救援活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

#### (細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

#### (協議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上で定める。

#### (有効期間)

第14条 この協定書の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成14年12月6日から平成15年12月5日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1か月前までに甲及び乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成14年12月6日

甲 長野県  
長野県知事 田中康夫  
乙 社団法人長野県薬剤師会  
会長 工藤義房

## 医療救援活動実施細目

平成14年12月6日付けをもって締結した「災害時の医療救援についての協定書」(以下「協定書」という。)第12条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

### (医療救援計画の策定及び承認)

第1条 乙は、協定締結後速やかに協定書第2条に基づく医療救援計画(以下「計画」という。)を策定するとともに、その内容に変更が生じた場合、計画を策定し直すものとする。

2 甲は、乙から提出された計画を適当と認めるときは、速やかに承認するものとする。

### (要請)

第2条 協定書第3条に基づく要請は、災害発生場所、日時、概要を明らかにし、的確かつ迅速に行うものとする。

### (実施報告)

第3条 乙は、協定書第3条に基づき薬剤師班を派遣したときは、医療救援活動終了後、実施報告書(別記第1号様式)を甲に提出するものとする。

### (薬剤師班の費用、扶助費の請求)

第4条 協定書第11条第1項に定める費用弁償等の請求をする場合には、次の各号に定める書類を甲に提出するものとする。

- (1) 薬剤師班の派遣に要した経費  
実費弁償請求書(別記第2号様式)
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費  
医薬品費等請求書(別記第3号様式)
- (3) 薬剤師班が医療救援活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費  
扶助金支給申請書(別記第4号様式)

### (費用等の額)

第5条 協定書第11条第2項に定める額は、災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の規定による。

### (費用等の支払)

第6条 甲は、第4条に定める費用弁償等について乙から請求を受理した場合は、受理した日から30日以内に支払うものとする。

平成15年3月28日

甲 長野県  
長野県知事 田 中 康 夫  
乙 社団法人長野県薬剤師会  
会長 工 藤 義 房

## B. 災害発生時の初動対応（例示）

災害発生時の初動対応は、常日頃の訓練等により、備えることが重要である。

- ①安全確保
  - ・ガスの閉栓
  - ・出口確保
  - ・患者、来局者の避難誘導
  - ・初期消火
- ②情報収集
  - ・正確な情報の収集（テレビ・ラジオなど）
- ③周辺の救援活動
  - ・近隣の負傷者の救助
  - ・火災の消火
- ④薬局、施設等の現況確認 ⇒ 業務継続可否の判断
  - ・ライフライン（電気、ガス、水道、電話、通信など）
  - ・医薬品の状況
  - ・調剤機器、コンピューター等の機器
  - ・従業員の安否、出勤の可否確認
- ⑤地域薬剤師会対策本部への報告
  - ・薬局名、所在地
  - ・被災状況
  - ・近隣の状況
  - ・業務継続の可否
  - ・応援、救援の要請の有無
  - ・救援活動への参加の可否
- ⑥救援活動
  - ・自薬局の患者、要支援者の避難支援
  - ・薬剤師会等が行う救援活動等への協力
  - ・必要に応じ他地域からの応援要請

## C. 災害発生時における医療救援活動（例示）

### 1. 準備品（一例）

個人	携帯電話、雨合羽、マスク、防災靴又は運動靴、帽子、毛布、シュラフ、テント等、薬剤師証（薬剤師であることが証明できるもの）、ノート類、カイロ、ウエットティッシュ、リュック他
地域	医薬品集（医療用・一般用）、錠剤鑑別辞典、治療薬マニュアル、医薬品類（特にうがい薬、傷口消毒剤、キズバン、マスク等）
県薬	腕章、ジャンパー、懐中電灯、ヘルメット、飲料水、携帯食料、携帯用コンロ、燃料、ナベ類、食器類、帳票類、事務用品類（マジック、ノート類、電卓、ガムテープ、セロハンテープ、ハサミ、ビニール袋）、手袋（軍手、ゴム手袋）、長野県医療名鑑等

### 2. 薬剤師班の任務

現地災害対策本部、長野県薬剤師会災害対策本部等と情報共有のもと、任務を遂行する。なお、薬剤師であることを明示するため、プレートの着用、ロゴ印字ベストなどを着用する。

#### (1) 医療救護所、救援センター、避難所等における任務

- ①指揮指令は、派遣された医療チーム（災害拠点病院\*1、被災地以外からの医療チームの派遣、DMAT\*2等）の管理責任者の指示に従う。長野県災害対策本部から要請された派遣場所（病院・学校・保健福祉事務所等に設置される被災地の救護所・救護センター等）で他のスタッフと共に業務を行う。
  - \*1…災害時における初期救急医療を実施する病院
  - \*2…Disaster Medical Assistance Team
- ②救護所、救援センター等にある使用可能な医療用医薬品（内服薬・外用薬・注射薬等）及び一般用医薬品の在庫管理、必要医薬品等の仕分け、チェックを行う。また、被災者に対する調剤・服薬指導だけでなく、共に活動する医師・看護師などと医療が円滑に実施されるよう情報交換を行う。
- ③医療行為にかかる費用等は、すべて災害救助法が定める費用支弁対象になる。  
（通常、医療救護所における調剤は緊急対応が原則で、投与日数は1処方につき3日分程度である。）
- ④手洗いなど、衛生管理には通常以上に気を配る。
- ⑤患者の心身のダメージに配慮し、親切丁寧な服薬指導を心がける。

#### (2) 避難所における任務

避難所には通常、救護所または仮設診療所が併設されている。その場合、医師・看護師が常駐しているので、連携をとり活動する。

- ①指揮指令は、避難所の責任者の指示に従う。

- ②一般用医薬品を含む医療救済物資の保管・管理・供給、管理は医療救済物資供給担当者の指示に従う。
- ③被災者の状態により、一般用医薬品の投与で済むものは一般用医薬品で対応し、医師の診断を要すると判断した場合は、医療救護所での受診をさせる。
- ④主な活動は救護所の任務に準じる。
- ⑤一般用医薬品供給後は、患者の健康状態の推移に気を配る。
- ⑥医薬品や健康に関する相談
- ⑦被災者のメンタルケア
- ⑧いわゆるエコノミークラス症候群に対する注意喚起（自家用車内での寝泊まりなど）
- ⑨トイレの消毒など避難所の衛生環境の管理
- ⑩飲料水の水質検査等の公衆衛生活動
- ⑪避難所となった学校における薬剤師活動 など

### (3) 医薬品等の集積所における任務

集積所は、支援物資の受け入れや、被災地との交通の便が良く、かつ整然と管理できる程度の公共施設（学校の体育館など）に設置される。現地で必要となる医薬品の種類・量については、災害の種類、災害発生からの時間経過に伴って生じる変化に的確に対応し、かつ無駄を最小にするためには、基幹病院や医療救護所と医薬品等集積所がこまめに情報交換する。

- ①指揮指令は、集積所の責任者の指示に従う。
- ②医薬品（医療用医薬品・一般用医薬品）・医療用器具・その他（衣類・寝具・日用雑貨・食品等）を明確に分類する。
- ③医薬品（医療用医薬品・一般用医薬品）は、内服・外用・注射薬に仕分けを行い、かつ薬効別に仕分けする。
- ④常に、日々の入荷と救護所などへの払出しによる現在庫を把握・管理する。

## 3. 救済活動を行う上での留意事項

### (1) 心得

- ①薬剤師としての自覚と責任のもと、被災者の救済を第一に考えて活動する。
- ②現地では不測の事態など困難なことが発生し易い。かつ、日々状況は変化する可能性がある。派遣薬剤師は、自己の健康管理には充分留意するとともに、もし体調がすぐれない場合には速やかに班長に連絡する。
- ③班長は班のメンバーの活動や健康状態に充分気を配り、常に事務局と連絡をとる。
- ④被災地の人々は心身にダメージを受けている。医療救済活動の基本は被災者への奉仕である。被災者と接する場合の態度・表情・言葉には充分に気をつける。
- ⑤救済活動を行う上では、医療用医薬品・一般用医薬品・衛生用品等の幅広い知識が求められるので、常日ごろよりこうした知識を身につける努力をする必要がある。

### (2) 費用負担

- ①県からの派遣要請の場合、協定書第 11 条により、派遣に要する費用、携行した医薬品等を使用した場合の実費、救済活動中に負傷・疾病に罹り又は死亡した場合の扶養費を県が負担することになっている。従ってそれらの費用明細を記録しておき、後日、長野県薬剤師会災害対策本部にその記録を提出する。（費用明細書・帳票類 3-4）提出された費用明細書をもとに、長野県薬剤師会は長野県に請求し、後日清算する。

### (3) 後任者との業務引継ぎと救済活動の終了

- ①業務の引き継ぎは派遣された薬剤師間で現地にて行う。
- ②救済活動の終了は、県災害対策本部の指示に従う。
  - ・毎日の日報により、継続中の業務・問題点等を後任者に引き継ぐ。
  - ・携行品は個人で用意したもの以外は、後任者に引き継ぐ。
  - ・救済活動の終了は、県災害対策本部の指示に従う。個人の判断では終了しない。
  - ・全救済活動終了後、余剰医薬品・携行品等は最終班がすべて持ち帰る。
  - ・口頭による引継ぎより書類によるものが最良であり、質疑応答により補足することを心掛ける。

### (4) 報告書

- ①日々の業務報告は文書で行う。業務報告書には業務内容と問題点を記録する。
- ②長野県薬剤師会災害対策本部への報告内容および同本部からの指示等を記録する。
- ③後任者への引き継ぎ内容を記録する。（業務日誌・帳票類 3-5）

### (5) 保険

- ①派遣命令時に長野県薬剤師会災害対策本部が手続きする。
- ②派遣される薬剤師は、薬剤師賠償責任保険に加入していること。

## D. 防災訓練・防災教育（薬剤師会・会員・薬局・施設・職員供用）（例示）

有事の際、迅速かつ的確に行動がとれるよう、総合防災訓練を毎年1回以上実施する。また、消防機関などが行う応急手当普及員講習会への参加や、県・市町村が行う防災講習会などに積極的に参加し、防災意識の向上を図る。

防災訓練 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆緊急連絡、非常招集訓練 ⇒ 連絡網による緊急連絡、非常招集訓練</li> <li>◆出火訓練 ⇒ 電源遮断、ガスの供給停止、石油等の漏洩防止等の訓練</li> <li>◆通報・連絡訓練 ⇒ 119番通報訓練、放送設備による連絡訓練等</li> <li>◆消火訓練 ⇒ 出火を想定し、消火器・屋外消火栓等の取扱訓練</li> <li>◆救出・救護訓練 ⇒ けが人の救出、応急手当、搬送等の訓練</li> <li>◆避難訓練 ⇒ 避難誘導訓練、広域避難場所までの避難等の訓練</li> <li>◆本会内や周辺地域の被害状況についての情報収集・伝達訓練</li> <li>◆水防訓練 ⇒ 土嚢積作業等の訓練 など</li> <li>◆事務所内の什器の転倒防止対策として、柱・壁などに固定する。</li> <li>◆照明器具、機器類の振動防止、落下防止対策を実施する。</li> <li>◆観音開き扉は、地震等により開かないように措置する。</li> <li>◆抽出式のロッカー・キャビネットは、不要時はロックしておく。</li> <li>◆電話線等のコード類は、床面に露出させない。</li> <li>◆ガラスに飛散防止フィルムを貼付する。</li> <li>◆事務室は整理整頓に努め、不要な物品を置かない。</li> <li>◆火器使用設備等の本体や燃料容器の転倒防止策を講じる。</li> <li>◆火器使用設備等の周辺は不燃材料にするとともに、可燃物を置かない。</li> <li>◆危険物施設等の点検と安全措置を定期的実施する。</li> <li>◆建物の耐震チェックや、消防用設備等の点検を実施する。</li> <li>◆人命の安全第一との観点から、重要書類や物品の持ち出しは行わず、耐火金庫等に保管し持ち出すとしても極めて限られた少量のものとする。</li> <li>◆非常持出品はリストに整理し、責任者が管理する。</li> </ul>
-------------	--

## E. 職員の行動要領（参考）

### (1) 災害発生時の行動

①職員・来会者の 安全確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害発生後、職場責任者はただちに職員の不安感、動揺を最小限にするために、声掛けを行う。</li> <li>◆職場責任者より声掛けがない場合には、その場の職員が相互に声をかける。来会者(患者、来客)がいる場合には、来会者の安全確保を最優先とする。</li> </ul>
②避難経路の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆職場責任者は出入口の安全を確認し、避難経路の確保を行う。</li> </ul>
③応急救護・搬出	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆けが人の応急処置、安全な場所への搬出を行う。</li> <li>◆搬出などの作業や救護を行う場合、あるいは不慣れな場所へ移動する場合は単独行動を避ける。</li> <li>◆危険が伴う場合には、職場責任者が判断を行う。</li> </ul>
④応急手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆訓練を受けたものがある場合には、けが人の応急手当を行う。</li> <li>◆けが人を病院などに搬送する場合には、応急手当の内容やけがの状況をメモにする。</li> </ul>
⑤火気の使用停止と 安全確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆火気などの消火状況を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全確認がとれるまで電気機器のスイッチなどは操作しない。</li> <li>・ガスの元栓</li> <li>・火の始末</li> <li>・漏電の有無の確認（ブレーカーを落とし、電気を遮断）</li> </ul> </li> </ul>

(2) 避難・退避

<p>①避難・退避</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆付近で決められた避難場所へ誘導を行う。</li> <li>◆誘導員は、けがの無い職員が担い、職場責任者が任命する。</li> <li>◆職場責任者は、安全が確保された状態を見極めて、誘導員に避難の誘導の指示を出す。(避難は、職場責任者の指示によって行う。)</li> <li>◆当該地域に消防・警察などの責任機関の担当者がある場合にはその者の指示に従う。</li> <li>◆職場責任者は、最後に逃げ遅れた者はいないか最終確認を行ったうえで最後に退避・避難する。</li> <li>◆火災や地震などによる倒壊の危険がある場合には、まずは身体の安全を最優先とし、速やかに避難行動を行う。</li> <li>◆行政機関等により強制的な避難指示が示された場合には、速やかにその指示に従う。</li> </ul>
<p>②残留者対応 (帰宅困難者等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆帰宅困難などにより本会に残留する者がいる場合には、職場責任者又はそれに代わる者が現場管理を行う。</li> <li>◆食糧などのライフラインの確保に努める(連絡手段は明確にしておく)。</li> <li>◆職場責任者は、管轄自治体などへ適宜情報交換を図り配給などの措置を講じてもらうよう交渉する。</li> <li>◆配給などは、残留者の人数を踏まえて受領し、他の被災者を十分考慮する。</li> <li>◆入り口等に、「残留者指名・人数・連絡先等」を記した紙を貼り存在を示す。避難等で移動する場合には、「移動先・連絡先」を明記する。</li> </ul>
<p>③安否確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆職員緊急連絡網により職員及びその家族の安否確認を行う。</li> <li>◆職場責任者は、安全が確認できない職員及びその家族の安否確認を行う。</li> <li>◆安否確認の状況を対策本部へ報告する。</li> </ul>
<p>④行方不明者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆安否確認ができなかった職員への対策を講じる。</li> <li>◆対策本部に安否確認ができない職員の氏名などの報告を行う。</li> <li>◆地域を統括する行政機関(自治体・警察・消防など)に不明者のリスト(氏名・人数等)の提供を行い、捜索の依頼を行う。</li> <li>◆対策本部・地域行政機関より今後の対策に対して指示を受ける。</li> </ul>
<p>⑤死者への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆死者が出た場合には、自治体(警察)の決めた処置方法に従って対処する。</li> <li>◆遺体に対しては尊厳を守るための措置を講じる。</li> <li>◆対策本部に死亡人員の報告・事後対処策の指示を受ける。</li> </ul>

(3) 情報伝達

<p>①対策本部への報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害時における情報伝達は、職員緊急連絡網により行う。</li> <li>◆職場責任者は、避難などにより安全が確保された場合、以下の事項を対策本部へ報告する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災人数(職場の職員の氏名、患者様、お客様の人数)</li> <li>・けが人の人数、けがの状況</li> <li>・安否情報(安否確認ができていない職員の氏名、家族の氏名など)</li> <li>・避難の状況(帰宅者の有無)</li> <li>・業務への影響(被災・被害状況)</li> <li>・今後の対応方法: 避難場所への移動など</li> </ul> </li> <li>◆現場から対策本部へ報告が出来ない状況下では、現場を管理する行政機関等へ随時報告を行い、指示を仰ぐ。</li> </ul>
<p>②対策本部からの指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆対策本部から現場職員への指示は、職場責任者を經由して行う。</li> <li>◆情報の錯綜・混乱・風評に惑わされないように、情報伝達ルートは一本化する。</li> <li>◆現場における勝手な判断は行わず。必ず対策本部の指示・命令に従う。</li> <li>◆対策本部から現場への指示が出せない状況下(連絡手段が無い)では、当該地域を管轄する行政機関等にその旨を報告し、救護を依頼する。</li> </ul>

(4) 災害発生時対応フローチャート

災 害 発 生

